

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月24日
【事業年度】	第50期(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
【会社名】	株式会社SANKO MARKETING FOODS
【英訳名】	SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 成博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目10番14号 (注) 2026年9月25日から本店は下記に移転する予定であります。 東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号
【電話番号】	03-3537-9711
【事務連絡者氏名】	専務取締役 富川 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号
【電話番号】	03-6861-9630
【事務連絡者氏名】	専務取締役 富川 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高	(百万円)	2,410	7,119	9,328	9,679	10,570
経常損失()	(百万円)	305	749	683	647	618
親会社株主に帰属する 当期純損失()	(百万円)	439	784	711	816	793
包括利益	(百万円)	438	786	710	820	797
純資産	(百万円)	559	375	327	320	62
総資産	(百万円)	2,311	2,473	2,383	2,430	2,431
1株当たり純資産額	(円)	29.46	16.79	11.97	8.96	1.49
1株当たり 当期純損失()	(円)	24.55	40.94	28.60	27.16	20.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	24.0	15.1	13.6	13.0	2.5
自己資本利益率	(%)	79.5	169.3	204.0	255.3	420.6
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	134	769	880	585	535
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	301	74	286	52	160
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	490	605	698	822	693
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	978	888	444	628	626
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	201 (583)	220 (645)	237 (596)	317 (682)	282 (681)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第46期より連結財務諸表を作成しているため、第46期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	2,002	3,034	3,836	4,143	4,474
経常損失 () (百万円)	246	595	581	563	506
当期純損失 () (百万円)	454	720	656	782	822
資本金 (百万円)	50	10	10	10	10
発行済株式総数 (株)	18,789,600	22,256,203	27,062,105	35,252,949	41,292,986
純資産 (百万円)	534	416	440	470	191
総資産 (百万円)	2,228	2,042	2,024	1,988	1,857
1株当たり純資産額 (円)	28.11	18.62	16.24	13.31	4.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 () (円)	25.35	37.59	26.41	26.03	21.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.7	20.3	21.7	23.6	10.3
自己資本利益率 (%)	90.12	152.90	153.84	172.27	249.44
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	166 (569)	163 (634)	179 (581)	242 (669)	227 (672)
株主総利回り (%)	88.6	67.1	54.3	34.3	31.4
(比較指標：TOPIX) (%)	(96.3)	(117.8)	(144.6)	(146.8)	(205.5)
最高株価 (円)	293	311	205	152	109
最低株価 (円)	208	143	130	85	87

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものです。

2 【沿革】

年月	事項
1977年4月	有限会社三光フーズ設立
1983年2月	株式会社三光フーズへ組織変更
1984年9月	「だいこんの花」第1号店を東京都渋谷区に開店
1991年8月	「葡萄屋」渋谷店を開店
1991年10月	「酒菜屋 東方見聞録」渋谷店を東京都渋谷区に開店
1996年11月	スパゲティ専門店「パスタmama」新宿店を東京都新宿区に開店
1998年12月	「東方見聞録」新宿地域第1号店として新宿中央東口店を開店
2000年2月	神奈川県に初出店となる「東方見聞録」横浜西口店を横浜市西区に開店
2000年11月	「月の雫」第1号店として赤坂見附店を東京都港区に開店
2001年4月	株式会社三光フーズ業務拡大につき、本社を東京都新宿区新宿三丁目に移転
2001年12月	東京都下(23区外)に初出店となる「東方見聞録」府中店を東京都府中市に開店
2002年3月	駅ビルへの初出店となる「月の雫」アトレ上野店を東京都台東区に開店
2002年10月	商号を株式会社三光マーケティングフーズに変更
2003年3月	日本証券業協会ジャスダック市場に株式を店頭登録
2003年4月	大阪市北区梅田に初出店となる「月の雫」西梅田店を開店
2004年6月	業務拡大に伴い、本社を東京都新宿区西新宿二丁目新宿NSビルに移転
2004年7月	第三の業態「黄金の蔵ジパング」新宿東口店を東京都新宿区に開店
2004年9月	埼玉県さいたま市に初出店となる「月の雫」大宮店を開店
2004年9月	東京証券取引所市場第二部に上場
2004年9月	名古屋市中区錦にFC第1号店「月の雫」名古屋栄店を開店
2004年10月	神戸市中央区に初出店となる「月の雫」クレフィ三宮店を開店
2006年9月	新業態である「ごはんや 三光亭」東千葉店を開店
2006年9月	愛知県に直営初出店となる「月の雫」名駅南店を開店
2006年11月	東京都内にFC初出店となる「月の雫」池袋西口エル・クルーセ店を開店
2007年5月	長野県長野市に「ごはんや 三光亭」としてFC第1号店、長野徳間店を開店
2008年7月	アジアンエイト株式会社の全株式を取得
2008年12月	「金の蔵Jr.」第1号店を東京都調布市に開店
2009年3月	本社を東京都豊島区南池袋三丁目サトミビルに移転
2009年5月	全品300円居酒屋「金の蔵Jr.」第1号店を東京都豊島区に業態転換により開店
2009年10月	「楽釜製麺所」第1号店を東京都新宿区西新宿に開店
2011年6月	「東京チカラめし」第1号店を東京都豊島区西池袋に開店
2012年10月	関西第1号店となる「東京チカラめし」大阪日本橋店を開店
2013年2月	兵庫県尼崎市に「東京チカラめし」FC第1号店となる阪神尼崎店を開店
2014年11月	「アカマル屋」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区宮町に開店
2015年1月	「焼肉万里」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区大門町に開店
2015年8月	「Custard Lab Tokyo」第1号店を東京都台東区浅草に開店
2016年7月	「爰びや」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区大門町に開店
2017年1月	本社を東京都中央区新川一丁目に移転
2019年3月	本社所在地において弁当事業を開始
2019年6月	「にのまえ屋」第1号店を東京都渋谷区恵比寿西に開店
2019年8月	本社の事務・管理部門を東京都新宿区高田馬場一丁目に移転
2019年12月	「歌舞伎町 鶴千」を新宿区歌舞伎町に開店
2020年2月	東京おばんざい酒場「けけ」を神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町に開店
2020年9月	沼津我入道漁業協同組合と業務提携
2020年11月	水産プロジェクト第一弾「まるが水産沼津港本店」を静岡県沼津市に開店
2020年12月	沼津我入道漁業協同組合に加入
2020年12月	沼津支店を開設
2021年4月	香港における「東京チカラめし」ライセンス契約を締結
2021年6月	「東京チカラめし」香港1号店をライセンス契約に基づきFC出店
2021年8月	沼津魚市場株式会社より承認を受け、地方卸売市場沼津魚市場における買参権を取得
2021年9月	自社が保有する買参権による買い付けを開始

年月	事項
2021年10月	株式会社 SANKO MARKETING FOODSへ商号変更
2021年11月	株式会社海商（現 総合食品東海株式会社）の発行株式数の100%を取得し、子会社化
2021年12月	沼津我入道漁業協同組合員から漁船「辨天丸」を漁業研修船兼自社運用船として譲り受け
2022年 3 月	新業態である「宮益坂下 酒場」を開店
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場へ移行
2022年 7 月	総合食品株式会社の発行株式数の100%を取得し、子会社化
2022年11月	タイにおける「東京チカラめし」ライセンス契約を締結
2023年 2 月	「東京チカラめし」タイ 1 号店をライセンス契約に基づきFC出店
2023年 4 月	新業態である「漁港産直 積極魚食 『サカナタベタイ』 MEGA ドン・キホーテ本八幡店」を開店
2023年 5 月	当社所有の漁船「辨天丸」が下田漁港より初漁
2023年 6 月	当社子会社の株式会社ジーエス（現 株式会社総合食品販売）が清掃事業を営む株式会社サンハイ（現 株式会社ジーエスサンハイ）を子会社化
2023年10月	一般社団法人全国鮪解体師協会及び株式会社土佐洋との業務提携契約を締結
2023年12月	東海エリア大型商業施設内フードコート9店舗の水産 6 次化業態の運営開始
2023年12月	株式会社ガリユウトレーディングとの合併会社 株式会社SANKO INTERNATIONAL（現 株式会社BESTIE INTERNATIONAL）を設立し子会社化
2024年 5 月	HOANG SON INVESTMENT AND CONSULTANCY LIMITED COMPANY（ベトナム ホーチミン）との合併会社AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY（ベトナム ホーチミン）を設立
2024年 7 月	株式会社津田食品との業務提携契約を締結
2025年 3 月	100%子会社である株式会社SANKO OCEAN WORKSを設立
2025年 3 月	株式会社Carry Onとの業務提携契約を締結
2025年 3 月	大衆酒場「まめたい商店」の第 1 号店を東京都西東京市ひばりが丘に開店
2025年 4 月	寿司業態「まめたい寿司」の第 1 号店を神奈川県川崎市に開店
2025年 9 月	「東京チカラめし食堂」が日清食品「完全メシ」とコラボレーション
2025年12月	株式会社大治との業務提携基本合意締結
2026年 6 月	株式会社Fリミテッドが運営する「うどん 038」を譲受

3 【事業の内容】

当社グループは、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」、肉問屋直送の厚切り肉が名物の「焼肉万里」等の各業態を柱とし、首都圏を中心に飲食事業を展開しております。また、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かし、「水産 6 次産業化」を展開しております。

当社グループは、単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略し、業態別により記載しております。

業態	特徴
アカマル屋	「笑顔と心遣いの大衆酒場」をコンセプトに、「もつ煮込み」「炭火串焼き」「出汁煮込みおでん」を中心とした肴と美味しいお酒が勢ぞろい。地元の皆様に愛される温かいお店です。
焼肉万里	手切りにこだわった正直な焼肉屋さんがコンセプト。肉問屋が厳選した肉を直送で取り寄せ、新鮮な状態で提供。「お客様の為に手間を惜しまない」これが万里のこだわりです。
金の蔵	若年層からご年配、お勤め帰りやご家族のだんらんなど、幅広いお客様のニーズにお応えするため、味付けやボリュームにこだわりつつ、沼津・浜松の鮮魚も取り入れたメニューをお求めやすい価格で提供し、気軽に何度でもご利用いただける居酒屋です。
運営受託	大きな固定投資を伴わない官公庁を中心とする飲食施設の運営を受託することを主とした業態です。長年の培った経験を活かし、店舗・商品開発、運営まで一貫して行っております。
水産部門	産地から入り、飲食部門とのシナジーを追求しサプライチェーンを構築する水産 6 次産業化の事業モデルです。
その他業態	チカラめしやパスタママなどの飲食店舗や、物販店等の消毒・除菌・清掃などを請け負うサービス業態を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 総合食品東海株式会社 (注1、2)	静岡県浜松市 中央区	60	鮮魚及び魚介類・ 海産物の小売、 卸売業、水産物の 加工業他	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付
(連結子会社) 総合食品株式会社 (注1、3)	東京都江東区	25	水産物卸売業、 水産物及びその 加工製品の売買 並びにその受託 及び輸出入他	(所有) 直接 100.0	役員の兼任
(連結子会社) 株式会社総合食品販売 (注1)	東京都新宿区	8	水産物の売買 並びに受委託 及び輸出入	(所有) 間接 100.0	役員の兼任
(連結子会社) 株式会社 ジーエスサンハイ (注1)	東京都文京区	6	清掃事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付
(連結子会社) 株式会社 SANKO OCEAN WORKS (注1)	東京都新宿区	1	漁業及び水産養殖 業、水産物の加 工・冷凍及び売買	(所有) 直接 100.0	役員の兼任

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 総合食品東海株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,382百万円
	経常損失	97百万円
	当期純損失	146百万円
	純資産額	225百万円
	総資産額	255百万円

3. 総合食品株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	4,747百万円
	経常利益	18百万円
	当期純利益	18百万円
	純資産額	76百万円
	総資産額	587百万円

4. 連結子会社でありました株式会社SANKO INTERNATIONAL(現 株式会社BESTIE INTERNATIONAL)は、第2四半期連結会計期間において株式の一部を譲渡したことにより、持分割合が減少したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、第4四半期連結会計期間において全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。また、持分法適用関連会社でありましたAKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANYは、全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「価値ある食文化の提案」を企業理念とし、ともに働く仲間の幸福を最大限に追求し、当社で働く一人ひとりの経済的利益と精神的成長を達成することで、お客様へ最大の満足を提供し、地域社会へ貢献してまいります。社会に必要とされる「食ブランド」を創造するために、社会の変化の中で新たに生まれたニーズに合った新業態開発、既存業態のブラッシュアップを行い、お客様に喜びと驚きを提供することを目指して事業を行っております。当社グループは常にお客様起点で、価値ある食文化を提案し続けることで、持続的な成長を図り、企業価値の拡大に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、豊洲市場において荷受け事業を担う総合食品株式会社を、当社グループの新たな水産6次産業化のビジネスモデルを発展させる重要な基盤と位置づけ、同社の水産物調達機能を当社の本業である飲食事業にこれまで以上に最大限活用し、商品力の向上、調達力の強化及び店舗収益力の改善を図ってまいります。これにより、グループ内シナジーの最大化と収益構造の改善を推進し、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上を目指すことで、中期的に売上高営業利益率5%以上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、これまで推進してまいりました水産6次産業化ビジネスモデルについて、収益性及び資本効率を重視した新たなフェーズへ移行する時期にあると認識しております。すなわち、全てのサプライチェーンを自社グループのみで保有する体制から、収益変動リスクを伴う一部の事業領域（漁業・水産加工等）については撤退又は大幅な縮小を進め、外部パートナーとの提携等により補完する体制へ移行することで、事業運営の効率化を図ってまいります。これにより、グループ経営資源を当社の強みである飲食事業により重点的に投入する経営方針へ転換することといたしました。具体的には、「アカマル屋鮮魚店」等におけるグループの水産サプライチェーンを最大限に活用できる業態の飲食店舗の出店を進めるとともに、当社店舗ポートフォリオ上、経済環境の影響を比較的受けにくい日常食業態であるうどん業態の展開を推進してまいります。また、既存飲食店舗を拠点としたデリバリー売上については、これまで各店舗単位の補完的施策にとどまっていたものを、会社全体の成長施策として育成・強化してまいります。さらに、水産6次産業化ビジネスモデルの構築過程で複雑化・非効率化した商流及び物流をシンプルかつ合理的に整理し、仕入コスト、配送コスト及び本社間接費等の低減を図り、収益変動リスクを伴う漁業及び沼津の水産加工事業を一部撤退又は大幅に縮小し、確実に利益が見込める領域（水産資源の強力な出口となる店舗展開等）へ経営資源を集中投下することで、収益構造の改善に取り組んでまいります。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く環境は、社会・経済活動の正常化が進み、賃上げの動きが広がる等、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移しており、インバウンド需要の増加やデリバリー市場の成長等により、緩やかに回復しつつあります。一方で、イスラエル・パレスチナ情勢、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスクの長期化や米国の通商政策の影響による下振れリスク、エネルギーや原材料価格の高止まり等により、不確実性の高い経済環境が続いております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

収益改善施策の実施

現在、当社グループは短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ．水産６次産業化モデルの新たな枠組みへの移行

当社グループは、これまで「とる うる つくる 全部、SANKO」をスローガンに、当社グループ独自のオンリーワンビジネスモデルの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産６次産業化モデルを構築してまいりました。

しかしながら、水産６次産業化を収益基盤として確立するためには、経営資源の選択と集中が不可欠であります。そこで、今後の方針として、当社が当初目指した水産６次産業化モデルにおいて、全てのサプライチェーンを自社グループのみで抱え込むのではなく、その性質上収益変動リスクを伴う一部の事業（漁業や水産加工等）については一部撤退又は大幅な縮小をし、提携関係の中で補う形へと進化させ、グループ水産子会社との連携をより深めながら、新たな水産６次産業化の枠組みを再編成することといたしました。そして、「アカマル屋鮮魚店」「まめったい商店」等のグループ水産サプライチェーンを最大限に活用できる業態の飲食店舗や当社店舗ポートフォリオ上、経済環境に比較的左右されにくい日常食業態の出店、さらには迅速な販売網拡大を可能とするM&Aへと経営資源を集中的に投下し、店舗網を早期に拡充いたします。こうした販売拠点の拡充によって、グループ内の水産物流通量が増加し、仕入コストの低減及び外販先への供給力強化といったスケールメリットが期待でき、当社グループ全体の売上拡大と収益構造の改善に寄与するものであります。

ロ．店舗事業における収益基盤の再構築（水産６次産業化店舗、受託店舗、日常食店舗等）

コロナ禍を経てお客様の消費行動やニーズは大きく変化し、都市のターミナル駅前から私鉄沿線などの郊外型立地へと分散した需要は、現在でも一定の定着をみせております。これまでの串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場業態「アカマル屋」のほか、当社グループシナジーを最大化し、かつ、お客様に還元するための新業態として、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は、豊洲市場及び大田市場からの鮮魚や総合食品と連携したマグロの解体ショーの実施等、連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。これら「アカマル屋」のビジネスモデルは、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、今後、商圈及び立地条件を見極めた上で積極的に出店してまいります。また、産地一体型店舗として、静岡から直送した厳選食材を使った料理を気軽に楽しめる「街の台所」をコンセプトに、新鮮な魚や静岡の郷土の味など、美味しい酒の肴をリーズナブルな価格で提供する「まめったい商店」を開発いたしました。こうした新業態は、再活用できる居抜き物件を中心に選定して出店する方針であることから、低投資で投資効率の高い業態としてブラッシュアップしてまいります。

このように、「アカマル屋鮮魚店」や「まめったい商店」を中心とする水産６次産業化店舗は、一定程度以上の成果を収めており、ビジネスモデルとしてさらなる磨き上げが可能であると認識しています。これらの店舗をブラッシュアップしながら新規出店を行うことで、安定的な収益基盤を確立してまいります。しかしながら、本来業績回復に寄与すべき新規店舗について、とりわけ2026年６月期上半期に出店した一部の新規店舗が、深刻な人材不足にともない適材適所の人材配置ができなかったことや店舗立地の商環境の変化等から立ち上がりが遅れ、当初の売上・利益計画を大幅に下回り不採算店舗となりました。これらの店舗は、店舗休業や閉店又は業態転換を行う等の対応策を進めており、これにより営業利益の改善を進めてまいります。

食堂等の受託運営では、大きな固定投資を伴わずに、堅実に利益を確保できる事業であり、引き続き慎重に受託内容を見極めて出店を継続してまいります。

また、当社の店舗ポートフォリオ上、酒類を提供する店舗に偏りがあることから、経済環境に比較的左右されにくい日常食業態の開発や出店（M&Aを含む）にも注力してまいります。

当社の経営上の課題は、コロナ禍において戦略的に撤退した飲食店舗の売上高を補完することであり、水産サプライチェーンの構築とともに、これを最大限活用した（「アカマル屋鮮魚店」及び「まめったい商店」等の）店舗出店や日常食業態の新規出店が達成されることで、当社の業績回復に寄与するものであると認識しております。

ハ．コストの削減

当社グループの取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。当社グループは、産地から加工、流通、飲食・小売店と、川上から川下まで垂直統合する水産６次産業化モデルであるため、それぞれの事業会社が持つバックオフィス機能を効率的に共有化しにくいという課題を有しております。また、川上になるほど、売上集計業務や受発注業務等において、システム化しにくい紙ベースでの帳票類が大量に使用されており、著しい非効率を生み出しております。たとえば、飲食部門において売上集計はPOSシステム（販売時点情報管理システム）を利用することで各店舗の売上高を瞬時に把握することができますが、漁業や水産市場の現場においては、膨大な数の仕切り書等の紙伝票をシステムに手入力する必要があります。

そこで、当社グループは、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化する取り組みを推進しております。2026年1月からのシステム導入事例といたしまして、RPA（Robotic Process Automation）の導入を開始いたしました。これは人が定型的にパソコン上で行う作業をソフトウェア（ソフトウェアロボット）が自動実行する技術・ツールをいい、とりわけ水産流通領域のバックオフィス部門で多くなる注文書等の紙伝票の処理等に随時導入を始めており、本社間接費の軽減を期待しております。当社はさらに本社費用等、様々な施策によりコスト削減を継続的に実施し、事業基盤の維持・向上に取り組んでまいります。

財務基盤の強化

イ．資本注入

2024年12月に発行した第7回新株予約権の行使により2億40百万円を調達し、2025年9月に第三者割当による新株式の発行により1億60百万円の資金調達を行いました。また、2026年6月に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により3億円、第8回新株予約権の行使により9百万円の資金調達を行いました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。

ロ．金融機関との関係強化

前述した収益改善施策の実施による営業収支の改善効果が表れるには一定の時間を要することから、今後も安定した資金繰り管理を目的として金融機関との関係強化と調達交渉に努めてまいります。

ハ．運転資金の十分な確保

事業の利益管理をより一層強化し、また、経営環境の変化を慎重に見極めながら投資を実行し、確実な回収を実現することで、運転資金の十分な確保に努めてまいります。

以上のように、当連結会計年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、「環境に対する負荷の低減」、「安全・安心な商品の提供」、「多様な人材が活躍する働きがいのある職場環境づくり」をサステナビリティに関する重要課題として認識しております。これらの重要課題については、取締役会が主体的に取り組む体制としており、具体的には、経営会議において対応方針や諸施策を立案、各種施策の進捗管理を行い、十分に検討・協議した結果を取締役に報告・提案しております。取締役会では、報告・提案された内容について審議・監督を行っております。

(2) 戦略

サステナビリティ

当社グループは、事業活動を通じた環境負荷の低減及び持続可能な水産資源の利用を重要な課題と認識しております。水産物の調達、流通、加工及び販売の各過程において、低利用魚・未利用魚の活用、食材の有効利用及び商流・物流の効率化に取り組み、食品廃棄物の削減及び環境負荷の低減を推進してまいります。

また、当社グループは、これまで推進してきた水産6次産業化ビジネスモデルを、全てのサプライチェーンを自社グループで保有する形態から、豊洲市場において荷受け事業を担う総合食品株式会社を基盤として、産地、漁業者、加工事業者その他の外部パートナーとの連携を活用するネットワーク型の事業モデルへ移行してまいります。これにより、各事業者の専門性を活かしながら、水産物を安定的かつ効率的に調達し、当社グループの飲食店舗等を通じてお客様に提供することで、持続可能な水産物の供給体制の構築を目指します。

さらに、全国各地の産地及び生産者との連携を深め、地域の水産物を活用した商品及びメニューの開発・提供を進めることにより、魚食文化の継承及び地域産業の活性化に貢献してまいります。当社グループは、これらの取組を通じて、企業理念である「価値ある食文化の提案」を実践するとともに、社会的価値と経済的価値の両立を図り、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

人材

当社グループでは、「全従業員の物心両面の幸福の追求」を経営理念とし、モチベーション向上と勤務時間の適正化に向けた施策を講じることによって、従業員の心身の健康を確保するとともにワーク・ライフ・バランスを実現し、健康で働き甲斐のある職場環境を創出することを目指し、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に労使一体となって取り組みます。

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

・多様な人材・職種に対応する評価制度の導入

当社グループでは、多様な人材を受け入れ、安心して働くことができるよう、適正に評価することを目的に、職種別の評価制度を導入しております。

・教育制度の導入（SANKOカレッジ）

人材の育成を目的に、事業領域別、階層別に教育制度（SANKOカレッジ）の導入を実施してまいります。

・フルタイム正社員雇用に限定しない柔軟な雇用の促進（パートナー正社員（CU））

女性活躍を促すことに加え、ミドル・シニア層の技術と経験を活かした働きができるよう、柔軟性の高い勤務条件を個別に設定して、それぞれの環境に合わせた雇用に努めております。

・特定技能人材の積極採用と定着・活躍支援

慣れない環境の中でも安心して働けるよう、サポート体制を構築しながら、業務レベルの把握と指導を行うことで、組織全体のつながりを強化いたします。定期的に全社集会をオンラインとオフラインを組み合わせながら行い、働きぶりや成長を熟視する機会を作ってまいります。

・リモートワークへの対応

コロナ禍を契機に、就業規則の見直しを行いリモートワークへの対応を進めております。社内SNS等を活用したコミュニケーションツールの活用、WEBミーティングの導入等を行い、組織と個人の生産性を維持・向上させる取り組みを実施しております。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、全社的なリスク管理は、リスクマネジメント委員会において行っております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標目標

- ・ 常用雇用労働者に占める女性比率を35%以上にすること
当連結会計年度末時点 26.2%
- ・ 管理職に占める女性労働者を10人にすること
当連結会計年度末時点 3名
- ・ 毎月の平均残業時間を30時間以下にすること
当連結会計年度末時点 17.9時間

また、当社は女性活躍推進法にも主体的・積極的に取り組んでおり、法令所定の行動計画を厚生労働省が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」に掲載して公表しております。

今後は、男性の育児休業取得率についても、促進を図ってまいります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努め、発生した場合に適切に対応する所存であります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

感染症等によるリスクについて

新型コロナウイルス感染症を含む感染症等が新たに発生した場合は、緊急事態宣言の発令等による消費者の外出自粛、従業員の感染や店舗の臨時休業等により当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

外食業界の動向及び競合の激化について

当社グループはお客様のニーズの変化を考慮した新規出店や業態開発を行っておりますが、外食市場の縮小、競争の激化などにより既存店の売上が当社グループの想定以上に減少した場合、又は経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗賃借物件について

当社グループの直営店舗は、賃借物件であり、その賃貸借契約は主に更新可能なものでありますが、賃貸人側のやむを得ない事情により解約又は解除された場合、業績好調な店舗であっても閉店を余儀なくされる可能性があります。また、新規出店に際して、商圈の人口、賃料などを総合的に判断した結果、条件に合致する物件が調達できない場合、新規出店の計画が達成できない可能性があります。さらに、当社グループは、賃貸借契約締結の際に敷金又は保証金を預託する場合、事前に賃貸人の与信審査を行うなど、賃貸人の信用不安に備えておりますが、これらの敷金又は保証金のうち全部又は一部が倒産その他の賃貸人側の事情により回収不能となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、定期借家契約の規定により賃貸借契約が早期に解約できない場合、また解約に伴う違約金等の発生、後継テナントが見つからないことによる原状回復費用が発生する場合等、店舗閉鎖に伴い想定していなかった費用が発生する可能性があります。

食材の調達について

BSEや鳥インフルエンザ等の疫病の発生、異常気象、天候不順、自然災害の発生、為替相場、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等により、食材の調達が難しくなり、調達価格が上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

食の安全性

当社グループは、食材の安全性確保のため、取引先の協力を仰ぎながら、食品のトレーサビリティを確立しております。加えて、産地、加工工場の現地確認及び添加物、微生物検査基準を遵守した食材を選定するなど、食材の安全を確保するとともに、お客様へ正確な情報の提供に努めております。万一、表示内容に重大な誤り等が発生した場合には信用低下等を招き、店舗売上が減少する他、調達先やメニューの主要食材の見直し等を実施するためのコストが発生するなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

営業店舗での食品事故

当社グループの各店舗では、食品衛生法に基づき、所轄の保健所より飲食店営業許可を受け、食品衛生責任者を設置しております。食中毒の発生を未然に防ぐために、品質管理及び衛生管理を徹底し、お客様に安心していただける料理の提供に努めておりますが、万一、食品事故が発生した場合、食材の廃棄処分、損害賠償による損失の発生、一定期間の営業停止などにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び教育について

当社グループは、中長期的な飲食事業の展開（直営店及び運営受託店舗の出店等）や新規事業の開発等の各事業拡大を見据え、新卒採用・中途採用、海外人材の採用の他、アルバイト従業員からの社員登用も含めた人材の確保を行っております。また、階層別研修や評価制度を含めた人事制度のさらなる拡充に注力をしていく方針です。しかしながら、人材の確保及び教育が計画どおりに進まない場合には、各事業の拡大計画の遅延又は中止により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経済事情の急変

年度初めには予想もできなかった経済事情の急変があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等の影響について

当社グループの店舗は、首都圏を中心に運営をしており、地震、台風、津波等により、当該エリアの被害が甚大な場合や、火災等により営業の継続が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

商標権の管理について

当社グループは、複数の業態を保有しております。業態の名称については、使用に先立ち、外部の専門家などを通じて、第三者の商標権を侵害する恐れがないか確認し、可能な限り、当社グループにおいてその名称を商標登録することで、第三者に対する権利侵害を回避するとともに、当社グループ権利の確保に努めております。しかしながら、当社グループの使用する名称が第三者のものと類似するなどの理由により、第三者の商標権を侵害していると認められた場合には、当該商標の使用差止め、使用料又は損害賠償の支払い請求がなされる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットなどによる風評被害について

SNSの普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを発端とするマスコミの報道による風評被害が発生・拡散された場合において、当社グループ業態の価値が棄損され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用について

当社グループは、営業店舗を中心に設備等を保有しており、直営店舗について営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなる場合には、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により減損損失が計上され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

水産事業の6次産業化モデルについて

当社グループは、外部環境に大きな影響を受けずに安定的な事業継続を実現する当社独自の事業ポートフォリオの構築を目的として、飲食事業とのシナジーを追求した水産事業の6次産業化モデルを構築しております。しかしながら、水産資源減少や国内外の魚食需要の変動など水産物の需要変化や水産流通の構造変化など予期しない事象の発生により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aについて

当社グループは、事業の拡大及び競合他社との差別化を図る有効手段のひとつとして、当社グループに関連する事業で、シナジー効果を期待できるM&Aを検討していく方針です。M&Aの実施に際しては、対象企業の財務・法務・ビジネス等について事前にデューデリジェンスを行い、十分にリスクを吟味したうえで決定いたしますが、買収後に事前の調査で把握することができなかった偶発債務の発生等の問題が生じた場合、また事業の展開等が計画通りに進まない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループは、食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、健康増進法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）及びその他の当社グループ事業に関する各種法令による規制を受けております。これらの法的規制が強化された場合、当社グループは社会的責任を第一に考え、法令や各行政機関からの要請には応じる方針であることから、それに対応するための新たな費用が増加すること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、首都圏一等立地に構える大型・空中階の「総合型居酒屋」への需要が減少したこと及び新型コロナウ

イルス感染症拡大により、前事業年度まで8期連続の営業損失を計上しております。なお、当社は2022年6月期より連結財務諸表を作成しており、前連結会計年度まで4期連続の営業損失を計上しております。当連結会計年度においては、営業損失6億35百万円、経常損失6億18百万円、親会社株主に帰属する当期純損失7億93百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは5億35百万円のマイナスとなりました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりますが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。以下に記載のとおり、当該事象または状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1. 収益改善施策の実施

現在、当社グループは短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ. 水産6次産業化モデルの新たな枠組みへの移行

当社グループは、これまで「とる うる つくる 全部、SANKO」をスローガンに、当社グループ独自のオンリーワンビジネスモデルの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産6次産業化モデルを構築してまいりました。しかしながら、水産6次産業化を収益基盤として確立するためには、経営資源の選択と集中が不可欠であります。そこで、今後の方針として、当社が当初目指した水産6次産業化モデルにおいて、全てのサプライチェーンを自社グループのみで抱え込むのではなく、その性質上収益変動リスクを伴う一部の事業（漁業や水産加工等）については一部撤退または大幅な縮小をし、提携関係の中で補う形へと進化させ、グループ水産子会社との連携をより深めながら、新たな水産6次産業化の枠組みを再編成することといたしました。そして、「アカマル屋鮮魚店」「まめったい商店」等のグループ水産サプライチェーンを最大限に活用できる業態の飲食店舗や当社店舗ポートフォリオ上、経済環境に比較的左右されにくい日常食業態の出店及び迅速な販売網拡大を可能とするM&Aへと経営資源を集中的に投下し、店舗網を早期に拡充いたします。こうした販売拠点の拡充によって、グループ内の水産物流通量が増加し、仕入コストの低減及び外販先への供給力強化といったスケールメリットが期待でき、当社グループ全体の売上拡大と収益構造の改善に寄与するものであります。

ロ. 店舗事業における収益基盤の再構築（水産6次産業化店舗、受託店舗、日常食店舗等）

コロナ禍をとお客様の消費行動やニーズは大きく変化し、都市のターミナル駅前から私鉄沿線などの郊外型立地へと分散した需要は、現在でも一定の定着をみせております。これまでの串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場業態「アカマル屋」のほか、当社グループシナジーを最大化し、かつ、お客様に還元するための新業態として、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は、豊洲市場及び大田市場からの鮮魚や総合食品と連携したマグロの解体ショーの実施等、連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。これら「アカマル屋」のビジネスモデルは、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、今後、商圈及び立地条件を見極めた上で積極的に出店してまいります。また、産地一体型店舗として、静岡から直送した厳選食材を使った料理を気軽に楽しめる「街の台所」をコンセプトに、新鮮な魚や静岡の郷土の味など、美味しい酒の肴をリーズナブルな価格で提供する「まめったい商店」を開発いたしました。こうした新業態は、再活用できる居抜き物件を中心に選定して出店する方針であることから、低投資で投資効率の高い業態としてブラッシュアップしてまいります。

このように、「アカマル屋鮮魚店」や「まめったい商店」を中心とする水産6次産業化店舗は、一定程度以上の成果を収めており、ビジネスモデルとしてさらなる磨き上げが可能であると認識しています。これらの店舗をブラッシュアップしながら新規出店を行うことで、安定的な収益基盤を確立してまいります。しかしながら、本来業績回復に寄与すべき新規店舗について、とりわけ2026年6月期上半期に出店した一部の新規店舗が、深刻な人材不足に伴い適材適所の人材配置ができなかったことや店舗立地の商環境の変化等から立ち上がりが遅れ、当初の売上・利益計画を大幅に下回り不採算店舗となりました。これらの店舗は、店舗休業や閉店または業態転換を行う等の対応策を進めており、これにより営業利益の改善を進めてまいります。

食堂等の受託運営では、大きな固定投資を伴わずに、堅実に利益を確保できる事業であり、引き続き慎重に受託内容を見極めて出店を継続してまいります。また、当社の店舗ポートフォリオ上、酒類を提供する店舗に偏りがあることから、経済環境に比較的左右されにくい日常食業態の開発や出店（M&Aを含む）にも注力してまいります。

当社の経営上の課題は、コロナ禍において戦略的に撤退した飲食店舗の売上高を補完することであり、水産サプライチェーンの構築とともに、これを最大限活用した（「アカマル屋鮮魚店」及び「まめったい商店」等の）店舗出店や日常食業態の新規出店が達成されることで、当社の業績回復に寄与するものであると認識しております。

ハ．コストの削減

当社グループの取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。当社グループは、産地から加工、流通、飲食・小売店と、川上から川下まで垂直統合する水産6次産業化モデルであるため、それぞれの事業会社が持つバックオフィス機能を効率的に共有化しにくいという課題を有しております。また、川上になるほど、売上集計業務や受発注業務等において、システム化しにくい紙ベースでの帳票類が大量に使用されており、著しい非効率を生み出しております。たとえば、飲食部門において売上集計はPOSシステム（販売時点情報管理システム）を利用することで各店舗の売上高を瞬時に把握することができますが、漁業や水産市場の現場においては、膨大な数の仕切り書等の紙伝票をシステムに手入力する必要があります。そこで、当社グループは、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化する取り組みを推進しております。2026年1月からのシステム導入事例といたしまして、RPA（Robotic Process Automation）の導入を開始いたしました。これは人が定型的にパソコン上で行う作業をソフトウェア（ソフトウェアロボット）が自動実行する技術・ツールをいい、とりわけ水産流通領域のバックオフィス部門で多くなる注文書等の紙伝票の処理等に随時導入を始めており、本社間接費の軽減を期待しております。当社はさらに本社費用等、さまざまな施策によりコスト削減を継続的に実施し、事業基盤の維持・向上に取り組んでまいります。

2．財務基盤の強化

資本注入

2024年12月に発行した第7回新株予約権の行使により2億40百万円を調達し、2025年9月に第三者割当による新株式の発行により1億60百万円の資金調達を行いました。また、2026年6月に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により3億円、第8回新株予約権の行使により9百万円の資金調達を行いました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。

金融機関との関係強化

前述した収益改善施策の実施による営業収支の改善効果が表れるには一定の時間を要することから、今後も安定した資金繰り管理を目的として金融機関との関係強化と調達交渉に努めてまいります。

運転資金の十分な確保

事業の利益管理をより一層強化し、また、経営環境の変化を慎重に見極めながら投資を実行し、確実な回収を実現することで、運転資金の十分な確保に努めてまいります。

以上のように、当連結会計年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における我が国経済は、社会・経済活動の正常化が進み、賃上げの動きが広がる等、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移し、緩やかに回復しつつあります。一方で、イスラエル・パレスチナ情勢、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスクの長期化や米国の通商政策の影響による下振れリスク、エネルギーや原材料価格の高止まり等により、不確実性の高い経済環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは、飲食部門で培った強みを活かして水産の産地に入り、生産者とともに歩む「産地活性化プラットフォーマー」として「価値ある食文化の提案」を行うべく、水産の6次産業化を成長基盤とするために事業構造を大きく転換してまいりました。

水産流通カテゴリーに属するグループ会社においては、以下のとおり取り組みを行いました。

まず、豊洲市場の大卸である総合食品株式会社は、当社グループに入ったことによるシナジー効果（新たな荷主と販路の開拓）と新たに強化している水産物の海外輸出の効果もあり、売上高はコロナ禍前を上回り堅調に推移しており、2025年3月期、2026年3月期と2期連続で通期黒字化を達成いたしました。

次に、当社は2024年7月に千葉市地方卸売市場の仲卸である株式会社津田食品（千葉県千葉市）への資本参加及び同社との協業により、当社グループの豊洲の水産商品を中心とした既存の調達リソース及び各飲食店・小売店の販路に、同社が持つ千葉エリア他の販路・物流機能が加わり、水産資源の付加価値を高める加工・流通部門の強化が進みました。

次に、当社は2025年3月に業務提携基本合意契約を締結した株式会社Carry Onと、同社の強みであるSNSマーケティング力と当社の飲食業・水産業における豊富な経験を掛け合わせることで、新たな食の楽しみ方を提案しながら、水産業の持続可能な発展を同社とともに展開してまいります。2025年10月には「きまぐれクック」かねこ氏が監修する鮮魚店併設食堂「うお一番」の開業にあたって運営サポートとして参画し、同社との連携を深めております。

飲食部門においては、「アカマル屋」が、コロナ禍で変化したお客様ニーズにマッチするブランドとして成長を続けております。2025年10月に「アカマル屋」東向島店（東京都墨田区）を新規出店いたしました。また、水産の6次産業化を目指す当社グループのシナジー効果を最大化できる「アカマル屋鮮魚店」では、提携する定置網漁業者による漁獲の最大活用により、原価の抑制を実現できるだけでなく、産地における魚本来の価値をお客様にダイレクトに伝え、お客様満足ならびに漁業者の生活の安定と向上の両方を達成するブランドとして育成しております。2025年7月には、「アカマル屋鮮魚店 大宮すずらん通り店」の一部区画を「立ち食いスタイル」で提供する寿司店「立ち寿司 アカマル」へとリニューアルいたしました。なお、「アカマル屋」は、投資効率の高いブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、商圏及び立地条件を見極めた上で積極的に出店してまいります。

また、グループ会社の水産6次産業化の強みを活かした新たな業態として、「まめったい商店」を開発いたしました。「まめったい商店」は、静岡から直送した厳選食材を使った料理を気軽に楽しめる「街の台所」をコンセプトに、新鮮な魚や静岡の郷土の味など、美味しい酒の肴をリーズナブルな価格で提供する業態です。2026年4月に鹿島田店（神奈川県川崎市）をオープンいたしました。

官公庁等を中心とする食堂施設の運営受託部門は、「産地活性化プラットフォーマー」として、農林水産省内の職員食堂である「あふ食堂」を中心に官公庁食堂群を活用しております。全国自治体・各種団体と連携し全国産地の郷土料理や食材をテーマにしたイベントの開催に取り組むことで、食堂運営受託の枠を超えた産地活性化への挑戦と食堂利用のお客様満足度を官民一体で両立させる取り組みを推進いたしました。2025年7月には、産地応援消費をテーマに産地直送の魚や野菜、有機食材や被災地産食材を使用した週替わりの多彩な定食メニューを展開する「あふ食堂」をさいたま新都心合同庁舎2号館（埼玉県さいたま市）に、2025年9月には産地直送の魚料理を専門とした食堂「魚とめし」をさいたま新都心合同庁舎1号館（埼玉県さいたま市）にそれぞれオープンいたしました。2025年10月には、さいたま新都心の高層階から広がる大パノラマを一望できる特別なロケーションを活かし、地元埼玉産食材を使った洋食レストラン「スカイビュー カフェ&レストラン けやき」（埼玉県さいたま市）を、2026年4月に外務省（東京都千代田区）に「魚とめし」をオープンいたしました。

また、2026年6月からアルコール需要の業態構成に依存した収益構造からの脱却を図り、リスク分散の観点から『日常食』領域への展開を推し進めるため、株式会社Fリミテッドが運営するうどん事業（屋号「うどん 038」、東京都大田区）を譲受けいたしました。当社の水産部門・飲食部門で培ったノウハウを活かし、未利用魚・低利用魚及

び船団魚を活用した天ぷらや出汁を使用することにより、地域水産資源の有効活用及びフードロスを削減するとともに、新たな食文化の提案を図るものであります。

こうした取り組みの結果、コロナ禍の影響が漸次的に薄れた2023年以降、緩やかに売上が回復し、飲食部門として、安定的な黒字計上が続いております。

当社の経営上の課題は、コロナ禍において戦略的に撤退した飲食店舗の売上高を補完することであり、水産サプライチェーンの構築とともに、これを最大限活用した（「アカマル屋鮮魚店」及び「まめったい商店」等の）店舗出店が達成されることで、会社の業績回復に寄与するものであると認識しております。

出退店につきましては、直営店12店舗を新規出店し、当期における出店計画数を達成いたしました。また、直営店7店舗、運営受託店2店舗、フランチャイズ店（海外ライセンス店）1店舗を閉店いたしました。これにより当連結会計年度末における店舗数は、直営店57店舗（うち運営受託店15店舗）、フランチャイズ店（運営委託店舗含む）は国内2店舗となりました。

以上により、売上高105億70百万円（前年同期比9.2%増加）となりました。一方で、事業再構築の進捗を確実に進めるために、新規出店コスト、閉店コスト、業態転換コスト、SANKO船団の形成コスト、承継した東海エリアのモデルチェンジコスト及び総合食品東海株式会社の事業転換コスト等が先行して発生したことから、営業損失は6億35百万円（前年同期は営業損失6億66百万円）となりました。また、経常損失は6億18百万円（前年同期は経常損失6億47百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は7億93百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失8億16百万円）となりました。

（資産）

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ1百万円増加し24億31百万円となりました。この主な要因は、売掛金27百万円増加、のれん18百万円増加、差入保証金20百万円増加及び建物及び構築物（純額）66百万円減少によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ2億59百万円増加し23億69百万円となりました。この主な要因は、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債2億47百万円増加、未払金61百万円増加及び短期借入金78百万円減少によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の部は、前連結会計年度末に比べ2億57百万円減少し62百万円となりました。この主な要因は、親会社株主に帰属する当期純損失7億93百万円、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換請求、第7回新株予約権の行使、第8回新株予約権の行使及び第三者割当による新株式の発行により株主資本が5億43百万円増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2百万円減少し、6億26百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況につきましては次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、5億35百万円（前年同期は5億85百万円の支出）となりました。これは主に減価償却費75百万円及び減損損失137百万円を計上した一方、税金等調整前当期純損失を7億71百万円計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は1億60百万円（前年同期は52百万円の支出）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出71百万円、差入保証金の差入による支出64百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、6億93百万円（前年同期は8億22百万円の獲得）となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入3億円、新株予約権の行使による株式の発行による収入2億44百万円、株式の発行による収入1億58百万円があったことによるものです。

（参考） キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2025年6月期	2026年6月期
自己資本比率（％）	13.0	2.5
時価ベースの自己資本比率（％）	139.3	149.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（％）	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	-	-

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

（注1）各指標は、いずれも財務数値より計算しております。

（注2）株式時価総額は、自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しています。

（注3）キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

（注4）有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としています。

（注5）キャッシュ・フロー対有利子負債比率とインタレスト・カバレッジ・レシオにつきましては、キャッシュ・フローがマイナスのため表示しておりません。

（3）販売実績

業態別	第50期 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	金額（百万円）	前年同期比（％）
アカマル屋	1,747	102.2
焼肉万里	167	68.5
金の蔵	203	116.4
運営受託	716	114.3
水産部門	6,059	110.0
その他業態	1,676	118.6

（注） 当社グループは、単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略し、業態別に記載しております。

（4）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因に基づき、見積りや判断を行っております。しかし、見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高につきましては、売上高105億70百万円になりました。一方で、事業再構築の進捗を確実に進めるために、新規出店コスト、閉店コスト、業態転換コスト、SANKO船団の形成コスト、承継した東海エリアのモデルチェンジコスト及び総合食品東海株式会社の事業転換コスト等が先行して発生したことから、営業損失は6億35百万円、経常損失は6億18百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は7億93百万円となりました。

財政状態の分析

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ1百万円増加し24億31百万円となりました。この主な要因は、売掛金27百万円増加、のれん18百万円増加、差入保証金20百万円増加及び建物及び構築物（純額）66百万円減少によるものであります。

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ2億59百万円増加し23億69百万円となりました。この主な要因は、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債2億47百万円増加、未払金61百万円増加及び短期借入金78百万円減少によるものであります。

当連結会計年度末における純資産の部は、前連結会計年度末に比べ2億57百万円減少し62百万円となりました。この主な要因は、親会社株主に帰属する当期純損失7億93百万円、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換請求、第7回新株予約権の行使、第8回新株予約権の行使及び第三者割当による新株式の発行により株主資本が5億43百万円増加したことによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金の源泉は主に、「現金及び現金同等物」、「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」であります。

一方、当社グループの主な運転資金需要は、当社グループ販売商品に係る原材料費、店舗運営に係る人件費及び店舗オーナーへの支払賃借料等であり、主な設備投資需要は、新規出店、店舗改修に係る投資資金であります。したがって、運転資金と設備投資資金については、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローで充当しております。

なお、詳細は「(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

5 【重要な契約等】

当社は、2026年5月15日付の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取契約をEVO FUNDとの間で締結することを決議し、2026年6月1日に払込が完了いたしました。

本新株予約権の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

また当社は、2026年3月12日開催の取締役会において、株式会社Fリミテッドが運営する『うどん 038』を譲受することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき、2026年6月1日に当該事業譲受を行いました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、総額96百万円であります。

なお、当社グループの事業セグメントは、単一セグメントのためセグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

設備の状況

2026年6月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

2026年6月30日現在

運営形態	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	リース資産	その他	合計	
直営店42店舗	店舗設備	215	7	24	247	117(497)
運営受託店15店舗	店舗設備	2	—	4	6	19(156)
本社他	統括業務施設	—	—	1	1	91(19)

- (注) 1. 帳簿価額のうち、「その他」は、主に「工具、器具及び備品」であります。
2. 建物は賃借物件に係る内装設備であります。
3. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
4. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

店舗設備の状況

当連結会計年度末における店舗数は次のとおりであります。

2026年6月30日現在

運営形態	地域	店舗数
直営店	東京都	22
	神奈川県	6
	埼玉県	7
	静岡県	1
	愛知県	6
	小計	42
運営受託店	東京都	12
	埼玉県	3
	小計	15
	合計	57

(2) 国内子会社

会社名	事業所名	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
			建物及び 構築物	その他	合計	
総合食品東海株式会社	沼津加工場 (静岡県沼津市)	事務所他	24	21	46	20(9)
総合食品株式会社	本社 (東京都江東区)	事務所他	5	7	12	19(0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち、「その他」は、主に「土地」であります。
2. 総合食品東海株式会社は、上記のほか営業活動基盤である地方卸売市場にて事務所設備等(当連結会計年度の賃借料8百万円)を賃借しております。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資については、投資効率、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

2026年6月30日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手年月	完了予定年月	
アカマル屋 (提出会社)	-	店舗設備	55	—	自己資金 増資資金 (注)	2026年10月～ 2027年1月	2026年11月～ 2027年2月	2店舗
その他業態 (提出会社)	-	店舗設備	240	4	自己資金 増資資金 (注)	2026年3月～ 2026年8月	2026年9月～ 2027年6月	3店舗

(注) 資金調達方法については、2026年6月に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権の行使による新株発行、自己資金等によりまかなう計画であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	154,651,700
計	154,651,700

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,292,986	42,553,359	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	41,292,986	42,553,359	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 普通株式のうち、792,000株については、債権（金銭債権79百万円）の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2026年5月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権付社債及び新株予約権は次のとおりであります。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（2026年6月1日発行）		
	事業年度末現在 (2026年6月30日)	提出日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	33	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,089,887 (注) 2	2,500,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3、4	同左
新株予約権の行使期間	2026年6月2日から 2027年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	247	157

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権の行使請求(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、株価の上昇又は下落により増加・減少することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準及び頻度

本新株予約権付社債の転換価額は、割当日の2取引日(「取引日」とは、東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がなされ、以後毎取引日に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「CB修正日」という。)。本規定に基づく修正が行われる場合、転換価額は、CB修正日に、当該CB修正日に先立つ直前取引日(以下「CB価格算定日」という。)の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額(但し、当該金額が50.5円(以下「下限転換価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回る場合、下限転換価額とする。)に修正される。但し、当該CB価格算定日に終値が存在しなかった場合には、転換価額の修正は行われない。また、CB価格算定日において本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該CB価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(3) 転換価額の下限

上記第(2)号に記載のとおりである。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(4) 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、繰上償還されることがある。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額は当初、90.9円とする。但し、下記第4項又は第5項の規定に従って修正又は調整される。

(3) 転換価額の修正

(イ)転換価額は、CB修正日において修正される。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上記(イ)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

(4) 転換価額の調整

(イ)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後の} & & & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前の} & & \text{株式数} & + & \times 1 \text{株あたりの払込金額} \\ & & \text{転換価額} & \times & & & \text{時価} \\ & & & & & & \hline & & & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(ロ)転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(二)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式(但し、本新株予約権付社債と同日に発行する新株式(DES)を除く。)を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、無償割当てによる場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、合併若しくは株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(二)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(二)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第8回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(二)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前の転換価額} - \text{調整後の転換価額}) \times \text{調整前の転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後の転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(八)転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 転換価額調整式の計算については、0.1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(ロ)()の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(ホ)上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり

使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ)転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

6. 当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項はない。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(2) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はない。

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容

当社株主である有限会社神田コンサルティングは、第3回新株予約権付社債及び第8回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、有限会社神田コンサルティングの割当先への貸株を継続する(契約期間：2026年5月18日から2028年6月9日まで、貸借株数：1,980,000株、貸借料：年率0.5%、担保：無し)。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はない。

第8回新株予約権 行使価額修正条項付(2026年6月1日発行)		
	事業年度末現在 (2026年6月30日)	提出日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	99,000	99,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900,000 (注)1、2	9,900,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1、3、4	同左
新株予約権の行使期間	2026年6月2日から 2028年6月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)1、3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
その他	—	—

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりである。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

(イ) 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日後に初回の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「WT修正日」という。)。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、WT修正日に、当該WT修正日に先立つ3連続取引日(以下「WT価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。))において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正される。但し、当該WT価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われない。また、WT価格算定期間内において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該WT価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(ロ) 上記第(イ)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第8回新株予約権の行使ができない期間(以下「WT株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)、及び 当該WT株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該WT株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日毎に、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に準じて行使価額は修正される。

(ハ) 上記第(イ)号及び第(ロ)号にかかわらず、第8回新株予約権の行使が取引所の制限超過行使に該当する場合であって、上記第(イ)号及び第(ロ)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

(3) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、51円とする。

但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。

(4) 割当株式数の上限

10,000,000株(2025年12月31日現在の発行済株式総数に対する割合は25.15%)

(5) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第3項に記載の下限行使価額にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

510,600,000円

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株(第8回新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第8回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、101円とする(以下「当初行使価額」という。))

(3) 行使価額の修正

行使価額は、2026年6月3日に初回の修正がされ、以後、WT修正日において修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、WT修正日に、WT価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。

(4) 行使価額の調整

(イ)当社は、本新株予約権の割当日後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} & & \text{既発行} & + & \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} \\ & & \text{普通株式数} & & \text{時価} \\ \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \\ & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

(ロ)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(二)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式(但し、本新株予約株と同日に発行する新株式(DES)を除く。)を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(二)に定める時価を下回る価額をもって当社普通

株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は下記(二)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第3回転換社債型新株予約権付社債を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(二)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した第8回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第8回新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(八)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(二)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、上記(ロ)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(ホ)上記(ロ)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり

使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ)上記(ロ)の規定にかかわらず、上記(ロ)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注3(3)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(ト)注1(2)及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第8回新株予約権者に通知する。但し、上記(ロ)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

6．当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項はない。

7．新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である。

8．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はない。

9．当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容

当社株主である有限会社神田コンサルティングは、第3回新株予約権付社債及び第8回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、有限会社神田コンサルティングの割当先への貸株を継続する(契約期間：2026年5月18日から2028年6月9日まで、貸借株数：1,980,000株、貸借料：年率0.5%、担保：無し)。

10．その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

	中間会計期間 (2026年1月1日から 2026年6月30日まで)	第50期 (2025年7月1日から 2026年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	7	7
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	638,037	638,037
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	82.3	82.3
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	7
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	638,037
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	82.3
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第7回新株予約権

	中間会計期間 (2026年1月1日から 2026年6月30日まで)	第50期 (2025年7月1日から 2026年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	26,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	2,650,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	90.7
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	240
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	70,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	7,090,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	92.3
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	654

(注) 当該第7回新株予約権に付された新株予約権は、2025年9月16日をもってすべて行使されております。

第8回新株予約権

	中間会計期間 (2026年1月1日から 2026年6月30日まで)	第50期 (2025年7月1日から 2026年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,000	1,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	100,000	100,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	91.2	91.2
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	9	9
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	1,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	100,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	91.2

当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	9
--	---	---

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月20日(注1)	1,851,900	18,789,600	502	552	—	—
2022年6月29日(注2)	—	18,789,600	502	50	—	—
2022年7月1日～ 2023年6月11日(注3)	1,885,403	20,675,003	137	187	137	137
2023年6月12日(注4)	1,106,200	21,781,203	250	437	—	137
2023年6月12日～ 2023年6月30日(注3)	475,000	22,256,203	40	478	40	178
2023年6月30日(注5)	—	22,256,203	468	10	178	—
2023年7月1日～ 2024年6月30日(注3)	4,805,902	27,062,105	340	350	340	340
2024年6月30日(注6)	—	27,062,105	340	10	340	—
2024年7月1日～ 2025年6月30日(注3)	8,190,844	35,252,949	406	416	406	406
2025年6月30日(注7)	—	35,252,949	406	10	406	—
2025年7月1日～ 2025年9月7日(注3)	1,950,000	37,202,949	89	99	89	89
2025年9月8日(注8)	1,860,000	39,062,949	80	179	80	169
2025年9月9日～ 2025年9月16日(注3)	700,000	39,762,949	31	211	31	201
2026年6月1日(注9)	792,000	40,554,949	39	251	39	241
2026年6月1日～ 2026年6月30日(注3)	738,037	41,292,986	30	281	30	271
2026年6月30日(注10)	—	41,292,986	271	10	271	—

- (注) 1. 2021年12月20日付で、有限会社神田コンサルティングから新株予約権行使による増資払込みを受けました。この結果、発行済株式総数が1,851,900株、資本金が502百万円増加しております。
2. 2022年6月29日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されたため2022年6月29日をもって、資本金の額502百万円（減資割合91.0%）を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えております。
3. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加と新株予約権の権利行使による増加であります。
4. 2023年6月12日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,106,200株、資本金が250百万円増加しております。
(発行価格226円、資本組入額226円、割当先 株式会社TLF)
5. 2023年6月29日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されたため、2023年6月30日をもって資本金の額468百万円（減資割合97.9%）及び資本準備金の額178百万円（減資割合100%）を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。
6. 2024年6月27日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されたため、2024年6月30日をもって資本金の額340百万円（減資割合97.1%）及び資本準備金の額340百万円（減資割合100%）を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。
7. 2025年6月27日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されたため、2025年6月30日をもって資本金の額406百万円（減資割合97.6%）及び資本準備金の額406百万円（減資割合100%）を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。
8. 2025年9月8日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,860,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ80百万円増加しております。
(発行価格86.4円、資本組入額43.2円、割当先 二神 英治氏、ICON STRATEGIES A LTD)
9. 2026年6月1日を払込期日とするデット・エクイティ・スワップによる第三者割当増資により、発行済株式総数が792,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ39百万円増加しております。
(発行価格101円、資本組入額50.5円、割当先 平林隆広氏)
10. 2026年6月26日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されたため、2026年6月30日をもって資本金の額271百万円（減資割合96.5%）及び資本準備金の

額271百万円（減資割合100%）を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

11. 2026年7月1日から2026年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が1,260,373株、資本金及び資本準備金がそれぞれ45百万円増加しております。なお、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
12. 2022年12月15日付で提出した有価証券届出書に記載した第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行により調達した資金の用途について、下記の通り変更が生じております。

（1）変更の理由

当社は、第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行により調達する資金について、安定的な黒字化を目指す既存事業への投資、及び今後の成長エンジンとする新規事業への投資を資金使途として、調達資金1,055百万円をこれらに充当することを予定しておりましたが、この度、資金使途及び充当予定時期を変更することといたしました。なお、調達資金について、当該資金の実際の充当額は719百万円となり資金調達予定額には到達いたしませんでした。具体的な変更の理由は以下のとおりであります。

当社は、2023年から、産地漁業者からの鮮魚を漁獲、魚種、相場に関わらず一定の価額で買い取りする取り組みを開始いたしました。この取り組みをSANKO船団と称し、自社専用船とともに朝獲れの新鮮な魚介類を、当社直営店舗に多段階流通を経ずに卸す試みを始めました。SANKO船団は、時化や漁船のコンディション等の影響から、当初見込んでいた目標漁獲量が未達成の状況が続いたことから、年間を通じて計画通りの利益を確保することができない状況が続いたいたしました。

総合食品東海は、「仲卸からの脱却」を経営方針として掲げ、強みであるマグロ加工と商品開発力を生かし、「まぐろ餃子」「まぐろメンチ」「まぐろコロッケ」などの新商品を開発・投入するなど、水産加工メーカーとして利益体質への転換を進めておりますが、主要取引先との契約が一部終了するなど販売計画の未達成が継続しております。

当社の沼津加工場において、自社専用船である三光丸やSANKO船団、産地市場から仕入れた水産物を加工し当社直営店舗や当社グループ会社への販売（内部売上高）が向上したことによりシナジー効果を生み出している一方で、当社グループ外部への販売（外部売上高）が当初計画に比較して緩やかな成長に留まっております。また、加工場内における生産効率の向上が計画と比較して緩やかであり、結果、現時点において想定していた利益を確保することができていない状況が続いたいたしました。

飲食部門における新規店舗において深刻な人材不足により適材適所の人材配置が行えなかったことに加え、店舗立地を取り巻く商環境の変化等の影響から立ち上がりが遅れ、当初想定していた売上及び利益を下回りました。

当社グループは、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化する取り組みを推進しております。しかしながら、基幹システムとなるべき水産DXシステムの開発他ITシステムへの投資を進めるなかで、水産の現場・現実・現物（セリや相対取引という高速かつ即断の商慣習や現場環境、多種、多様、多層にわたる水産プレイヤーの存在、デジタルリテラシーの壁、法制度や行政実務が紙前提であること等）と目指すシステムとの乖離を解消するに至っておらず、計画通りに基幹システムとなるべき水産DXシステムを正式に導入を決定するに至っておりません。そして、システム化の遅れによって人件費等の負担が重く、解消されないままになっている状況にあります。

これらの事情を踏まえ、未充当となっている173百万円につきましては、人件費及び賃料等の運転資金に充当することとし、資金使途及び充当予定時期を下記のとおり変更いたしました。

(2) 変更内容

(変更前)

(第5回新株予約権の発行及び行使による資金調達)

具体的な使途	金 額	支出予定時期
安定的な黒字化を目指す既存事業への投資		
(i) アカマル屋の新規出店に向けた投資	390百万円	2023年1月～2025年6月
(ii) アカマル屋鮮魚店の新規出店に向けた投資	324百万円	2023年1月～2025年6月
今後の成長エンジンとする新規事業への投資		
(i) 水産DXプラットフォームの構築投資	70百万円	2023年7月～2025年6月
(ii) 水産事業プラットフォーム構築の事業買収	271百万円	2023年1月～2025年6月
合 計	1,055百万円	

(変更後)

(第5回新株予約権の発行及び行使による資金調達)

具体的な使途	金 額	支出予定時期
安定的な黒字化を目指す既存事業への投資		
(i) アカマル屋の新規出店に向けた投資	166百万円	2023年1月～2025年6月
(ii) アカマル屋鮮魚店の新規出店に向けた投資	225百万円	2023年1月～2025年6月
今後の成長エンジンとする新規事業への投資		
(i) 水産DXプラットフォームの構築投資	19百万円	2023年7月～2025年6月
(ii) 水産事業プラットフォーム構築の事業買収	134百万円	2023年1月～2025年6月
運転資金	173百万円	2025年6月～2026年12月
合 計	719百万円	

(5) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

2020年6月30日現在

区分	株式の状況（ 1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	18	101	19	117	24,802	25,058	—
所有株式数（単元）	—	67	15,178	48,908	31,881	1,197	315,608	412,839	9,086
所有株式数の割合（％）	—	0.02	3.68	11.85	7.72	0.29	76.44	100.00	—

(注) 1. 自己株式4,750株は、「個人その他」に47単元及び「単元未満株式の状況」に50株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(58単元)含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
平林 隆広	東京都新宿区	4,298,800	10.4
株式会社TLF	東京都中央区銀座6丁目6-1	2,519,700	6.1
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	1,980,000	4.8
有限会社神田コンサルティング	東京都中央区銀座6丁目6-1	1,401,900	3.4
二神 英治	SINGAPORE	1,160,000	2.8
平林 実人	東京都港区	1,048,000	2.5
ICON STRATEGIES A LTD (常任代理人 フィリップ証券株式 会社)	WICKHAMS CAY 2ROAD TOWN TORTOLAVG1110 BVI (東京都中央区日本橋兜町4-2)	700,000	1.7
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	666,279	1.6
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	623,500	1.5
株式会社証券ジャパン	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-18	420,700	1.0
計	-	14,818,879	35.9

(注) 1. 当事業年度における主要株主の異動は以下のとおりであります。

異動のあった主要株主の 氏名又は名称	異動年月日	所有議決権の数 (所有株式数)		総株主の議決権に対 する割合
平林 隆広	2026年6月1日	異動前	35,068個 (3,506,800株)	8.8%
		異動後	42,988個 (4,298,800株)	10.6%

1. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、異動前の「議決権の数」を、2025年12月31日時点の総議決権数(397,497個)で除して算出しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である397,497個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数7,920個を加算した議決権の数405,417個を基準に算出しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,279,200	412,792	—
単元未満株式	普通株式 9,086	—	—
発行済株式総数	41,292,986	—	—
総株主の議決権	—	412,792	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(議決権の数58個)含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数58個が含まれております。

【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社SANKO MARKETING FOODS	東京都中央区新川一丁目10 番14号	4,700	—	4,700	0.01
計	—	4,700	—	4,700	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	5,050
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	4,750	—	4,750	—

当期間における取得自己株式数には、2026年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つとして認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。

そして、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

一方、内部留保金の使途につきましては、経営体質を強化しつつ今後の事業拡大と設備投資に投入していくこととしております。

なお、通期業績におきましては、大幅な当期純損失となったことにより、無配当とさせていただきます。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主価値向上のため、経営の迅速な意思決定、法令の遵守と透明性の高い経営及びチェック機能の充実を図っております。また、株主及び投資家に対して、公平かつ適時・適切な情報開示と積極的なIR活動にも取り組んでおります。これらの活動はお客様にご満足いただける企業活動につながるものと考えております。

そして、株主や投資家の皆様、お店にご来店いただいているお客様、お取引先様、当社を取り巻く地域社会、従業員その他のステークホルダーの皆様との信頼を深めるためにも、これらの活動を通してコーポレート・ガバナンス体制を改善強化することが経営の最重要課題と考えております。

なお、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、2008年2月1日から新たに執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア．企業統治の体制の概要

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、会社法第2条第16号に定める社外監査役3名で構成されており、取締役会に出席し必要に応じて適宜意見を述べる等、業務執行の監査を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む合計5名で構成されており、定時の取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時に適宜開催することで、決議事項及び報告事項に対して迅速で的確な意見交換を活発に行い取締役相互の監督機能の実効性を確保し、重要な意思決定を行っております。なお、当社は、2026年9月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）となる予定です。取締役会、監査役会とは別に、社内組織として、経営会議等を設置し、取締役会での意思決定及び業務執行取締役の意思決定に基づく業務の進捗状況等について報告・検討を行い、重要事項の審議を行っております。なお、各機関の概要は以下のとおりです。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席のもと、毎月1回以上開催し、経営方針、経営計画に基づく業務執行状況を監督し、その他法令で定められた事項並びに経営上の重要事項につき審議決定しております。

(b) 経営会議

当社の経営会議は、当社企業の執行役員及び社長が指名する者をもって、毎月1回以上開催し、当社グループの中長期的な戦略を討議し、その方向性を定めるとともに業務執行の具体的方針及び計画の策定その他経営に関する事項について審議決定しております。また、経営会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決定しております。

(c) リスクマネジメント委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクを専管する組織として、「リスクマネジメント委員会」を設置いたしております。同委員会は、役職員の職務執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を構築し、維持・向上を図ること、また、当社グループ全体に内在するリスク全体を包括的に管理することを目的としており、当社及びグループ各社を横断的に管理する組織であります。同委員会では、3ヶ月に1回、取締役会において活動状況の報告を行っております。

(d) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、現在の監査役会は3名で構成しており、3名が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回以上開催し、必要に応じて随時開催しております。

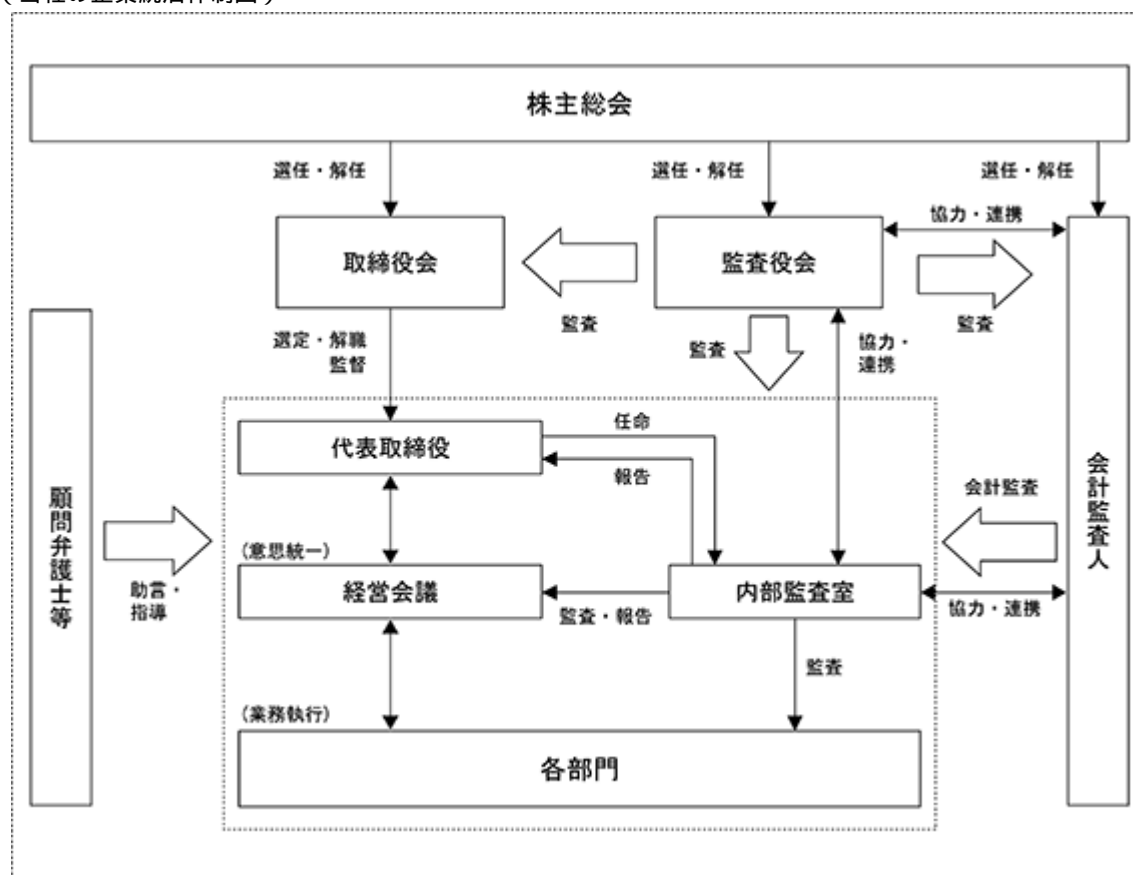
機関ごとの構成員は次のとおりです。（ は機関の議長、委員長を表す。）

職名	氏名	取締役会	経営会議	リスクマネジメント委員会	監査役会
代表取締役社長	長澤 成博				
取締役会長	平林 隆広	○	○	○	
専務取締役	富川 健太郎	○	○	○	
取締役 (社外)	河野 恵美	○			
取締役 (社外)	田中 研次	○			
常勤監査役 (社外)	滝澤 正樹	○	○	○	
監査役 (社外)	三村 藤明	○			○
監査役 (社外)	山下 貴	○			○

イ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスの徹底と、効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図るため監査役会設置会社の形態を採用しております。また、当社では取締役の任期を1年とするとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な知識・経験を備えた独立社外取締役を選任しており、提出日現在において、社外取締役2名を含む5名から構成される取締役会が業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役3名から構成される監査役会が、経営全般を監査し、会計監査人を含めた体制によりガバナンスに万全を期しております。

（当社の企業統治体制図）



内部統制システムの整備の状況

ア．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員及び全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進しております。
- (b) コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用しております。
- (c) 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視しております。調査結果は、当社代表取締役社長に報告しております。
- (d) 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図っております。
- (e) 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人、グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言しております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録して、適切に保存及び管理（廃棄を含む）しております。
- (b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるようにしております。
- (c) 取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示しております。

ウ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役及び執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価、分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達できるようにしております。
- (b) 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害及び風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、グループ経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処することとしております。
- (c) 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行える体制を構築しております。
- (d) 食の品質、安全、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定しております。
- (e) ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行っております。

エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定するとともに、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行うこととしております。
- (b) 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別及び子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じることとしております。
- (c) 取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備しております。
- (d) 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備しております。
- (e) 業界や取引先のITへの対応状況及び社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制及びIT業務処

理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図っております。

オ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリックスを参考に「業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直しております。
- (b) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットライン）の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施しております。

カ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告しております。

キ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置しております。また、当該使用人の任命、異動及び評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保しております。
- (b) 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっては監査役会の指示事項を優先的に処理することとしております。

ク．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役会は、取締役及び使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築しております。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
- (b) 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
- (c) 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況及びその内容を監査役にすみやかに報告しております。
- (d) その他、監査役は、自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられております。

ケ．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。

コ．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

サ．その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施しております。
- (b) 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。
- (c) 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門及び各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高めております。

シ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人、グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言しております。

企業統治に関するその他の事項

ア．リスク管理体制の整備の状況

当社は「リスクマネジメント基本規程」、「危機管理規程」、「情報管理規程」等の諸規定を整備し、リスクマネジメント委員会を開催することで、様々なリスクに迅速、的確に対応しております。そして、同委員会における審議事項及び決定事項が取締役に報告又は上程されることで、連携を確保しております。また、リスクが顕在化した場合にはグループ経営管理本部を中心とした対策本部を設置するとする社内体制を構築しております。情報セキュリティに関しては、システム開発部が整備し管理するとともに、内部監査室及び監査役会によるIT監査を実施しております。

イ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な意思決定については、当社へ必要な報告を行い又は承認を得ることとなっております。また、関係会社に対する監査は「内部監査規程」に従って実施し、当社へ提出することとなっております。

責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者がかぶる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

取締役・監査役の定数

当社は、取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任議案について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨及び取締役の解任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

ア．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会決議によって、毎年12月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

イ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に応じて財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引により自己の

株式を取得することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことができる旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	長澤 成博	17回	17回
取締役会長	平林 隆広	17回	17回
専務取締役	富川 健太郎	17回	17回
専務取締役	土屋 隆也	17回	16回
取締役	河野 恵美	17回	17回
取締役	田中 研次	17回	17回
取締役（注）	秋田 二郎	4回	0回

（注）2025年9月25日をもって取締役を退任しております。また、病氣療養のため取締役会を4回欠席しております。

取締役会における具体的な検討内容は、株主総会に関する事項、取締役に係る事項、予算及び決算に関する事項、組織及び人事並びに規程に関する事項、株式に関する事項、店舗の出退店に関する事項、重要な業務執行に関する事項、内部統制システムの整備、その他の事項（訴訟、関連当事者取引、コーポレート・ガバナンス基本方針の制定及び改廃等）などであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年9月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	長 澤 成 博	1967年11月30日生	1997年10月 株式会社光通信入社 2001年1月 ジェイフォン東日本株式会社 （現 ソフトバンク株式会社）入社 2007年1月 当社入社 社長室長 2007年9月 取締役社長室長 2008年1月 取締役総合企画ユニット担当 2011年3月 常務取締役営業本部長 2011年5月 株式会社三光FCシステムズ（現 当社）代表取締役 2013年2月 常務取締役執行役員経営管理本部長 2015年7月 常務取締役執行役員 2016年9月 取締役 2016年10月 株式会社レーサム入社 新規事業本部副本部長 2017年2月 株式会社WeBase代表取締役 2018年8月 取締役執行役員 2018年9月 代表取締役社長執行役員 2020年8月 代表取締役社長執行役員外食事業本部長 2021年2月 代表取締役社長（現任） 2021年11月 株式会社SANKO海商（現 総合食品東海株式会社）代表取締役社長 2022年7月 総合食品株式会社代表取締役社長	注 3	21,500
取締役会長	平 林 隆 広	1974年11月25日生	1998年6月 当社入社 1998年6月 取締役 2002年4月 常務取締役社長室長 2002年6月 有限会社神田コンサルティング取締役（現任） 2004年1月 代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長 2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユニット担当 2008年7月 アジアンエイト株式会社 （現 当社）代表取締役 2013年9月 代表取締役社長開発本部長 2017年10月 代表取締役社長執行役員 2018年9月 取締役会長（現任）	注 3	4,298,800
専務取締役	富川 健太郎	1978年9月16日生	2003年10月 司法書士事務所入所 2008年2月 当社入社 2014年7月 人事総務部長 2015年3月 社長室長 2016年10月 執行役員社長室長 2017年2月 執行役員社長室長兼サポートセンター長 2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポートセンター長 2020年10月 取締役経営管理本部長 2022年10月 常務取締役経営管理本部長 2023年1月 株式会社SANKO海商（現 総合食品東海株式会社）取締役副社長 2023年9月 常務取締役執行役員事業開発本部長 2024年5月 AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY COO 2024年9月 専務取締役執行役員事業開発本部長兼グループ経営管理本部長（現任） 2026年6月 総合食品株式会社 代表取締役社長（現任） 総合食品東海株式会社 代表取締役社長（現任）	注 3	3,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	河 野 恵 美	1966年11月20日生	1989年4月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルートキャリ ア)入社 1997年2月 株式会社プチバトージャパン入社 1997年9月 同社営業統括部長 1999年3月 株式会社ファーストリテイリング入 社 2000年5月 同社マーケティング本部広報部長 2003年8月 ナスステンレス株式会社(現 ナス ラック株式会社)入社 2004年1月 同社執行役員マーケティング本部長 2004年10月 ホワイトトラッシュチャームズジャ パン株式会社代表取締役社長 2007年3月 株式会社ベリテ取締役マーケティング グ本部長 2008年9月 アイテ・カンパニー株式会社代表取 締役(現任) 2010年11月 株式会社リンクフローリスト取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2017年10月 ワイマラマジャパン株式会社代表取 締役社長 2019年9月 当社社外取締役(現任)	注 3	0
取締役	田 中 研 次	1968年6月14日生	1988年3月 老舗イタリア料理店料理人 1997年10月 日清製油系レストラン総料理長 2004年2月 有限会社坤ストウ・ディオ代表取締 役(現任) 2022年9月 当社社外取締役(現任)	注 3	10,000
常勤監査役	滝 澤 正 樹	1970年5月23日生	1993年4月 株式会社なとり入社 1997年8月 株式会社光通信入社 1999年11月 同社常勤監査役 2002年9月 株式会社コンフィデンス総務人事部 長 2003年4月 株式会社日本ボール人事部長 2006年1月 同社人事部長兼法務部・総務部シニ アマネジャー兼コンプライアンスオ フィサー 2010年2月 株式会社アデランスホールディング ス(現 株式会社アデランス)人事 室長 2011年4月 株式会社東京スター銀行人事部バイ スプレジデント 2012年4月 THR代表(現任) 2014年6月 株式会社Indigo Blue入社 2016年4月 同社執行役員 2017年6月 同社取締役 2022年9月 当社社外監査役(現任)	注 4	0
監査役	三 村 藤 明	1954年5月30日生	1987年4月 東京弁護士会登録 2002年6月 坂井・三村法律事務所(旧ビンガ ム・坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業))開設 2003年12月 富士製薬工業株式会社社外監査役 (現任) 2009年5月 富士エレクトロニクス株式会社社外 監査役 2015年4月 マクニカ・ホールディングス株式会 社社外監査役 2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務 所外国法共同事業パートナー弁護士 2018年9月 当社社外監査役(現任) 2025年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務 所外国法共同事業弁護士(現任)	注 4	0

監査役	山 下 貴	1967年7月28日生	1994年7月	下山紘邇税理士事務所入所	注5	0
			2004年5月	山下貴税理士事務所所長（現任）		
			2009年1月	萌インターナショナル株式会社監査役（現任）		
			2011年6月	サイバネットシステム株式会社社外監査役		
			2011年8月	公益財団法人国際科学振興財団監事（現任）		
			2014年4月	国立大学法人山形大学監事		
			2016年4月	国立大学法人山形大学客員教授（現任）		
			2018年12月	株式会社セレ コーポレーション社外取締役		
			2019年9月	当社社外監査役（現任）		
			2021年4月	学校法人中央大学大学院法務研究科客員教授（現任）		
			2021年4月	学校法人早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師（現任）		
			2023年7月	株式会社アガツマ社外取締役（現任）		
計						4,333,500

- (注) 1. 取締役河野恵美氏及び田中研次氏の2名は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役滝澤正樹氏、三村藤明氏及び山下貴氏の3名は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 2025年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
4. 2022年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
5. 2023年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
6. 取締役の土屋隆也氏は、2026年6月30日をもって辞任により退任しております。

2026年9月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役5名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しております。

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	平 林 隆 広	1974年11月25日生	1998年6月 当社入社 1998年6月 取締役 2002年4月 常務取締役社長室長 2002年6月 有限会社神田コンサルティング取締役（現任） 2004年1月 代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長 2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユニット担当 2008年7月 アジアンエイト株式会社（現 当社）代表取締役 2013年9月 代表取締役社長開発本部長 2017年10月 代表取締役社長執行役員 2018年9月 取締役会長 2026年9月 代表取締役社長（現任）	注3	4,298,800
専務取締役	富川 健太郎	1978年9月16日生	2003年10月 司法書士事務所入所 2008年2月 当社入社 2014年7月 人事総務部長 2015年3月 社長室長 2016年10月 執行役員社長室長 2017年2月 執行役員社長室長兼サポートセンター長 2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポートセンター長 2020年10月 取締役経営管理本部長 2022年10月 常務取締役経営管理本部長 2023年1月 株式会社SANKO海商（現 総合食品東海株式会社）取締役副社長 2023年9月 常務取締役執行役員事業開発本部長 2024年5月 AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY COO 2024年9月 専務取締役執行役員兼事業開発本部長兼グループ経営管理本部長（現任） 2026年6月 総合食品株式会社 代表取締役社長（現任） 総合食品東海株式会社 代表取締役社長（現任）	注3	3,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	滝澤 正 樹	1970年 5月23日生	1993年 4月 株式会社なとり入社 1997年 8月 株式会社光通信入社 1999年11月 同社常勤監査役 2002年 9月 株式会社コンフィデンス総務人事部長 2003年 4月 株式会社日本ボール人事部長 2006年 1月 同社人事部長兼法務部・総務部シニアマネジャー兼コンプライアンスオフィサー 2010年 2月 株式会社アデランスホールディングス(現 株式会社アデランス)人事室長 2011年 4月 株式会社東京スター銀行人事部バイスプレジデント 2012年 4月 THR代表(現任) 2014年 6月 株式会社Indigo Blue入社 2016年 4月 同社執行役員 2017年 6月 同社取締役 2022年 9月 当社社外監査役 2026年 9月 当社取締役(現任)	注 3	0
取締役	河 野 恵 美	1966年11月20日生	1989年 4月 株式会社リクルート人材センター(現 株式会社リクルートキャリア)入社 1997年 2月 株式会社ブチバトージャパン入社 1997年 9月 同社営業統括部長 1999年 3月 株式会社ファーストリテイリング入社 2000年 5月 同社マーケティング本部広報部長 2003年 8月 ナスステンレス株式会社(現 ナスラック株式会社)入社 2004年 1月 同社執行役員マーケティング本部長 2004年10月 ホワイトトラッシュチャームズジャパン株式会社代表取締役社長 2007年 3月 株式会社ベリテ取締役マーケティング本部長 2008年 9月 アイテ・カンパニー株式会社代表取締役(現任) 2010年11月 株式会社リンクフロリスト取締役 2011年 2月 同社代表取締役社長 2017年10月 ワイマラマジャパン株式会社代表取締役社長 2019年 9月 当社社外取締役(現任)	注 3	0
取締役	田 中 研 次	1968年 6月14日生	1988年 3月 老舗イタリア料理店料理人 1997年10月 日清製油系レストラン総料理長 2004年 2月 有限会社坤ストゥーディオ代表取締役(現任) 2022年 9月 当社社外取締役(現任)	注 3	10,000
常勤監査役	吉 田 研 二	1972年 2月24日生	1990年 4月 日拓エンタープライズ株式会社入社 1992年 8月 株式会社エスアンドカンパニー入社 2002年10月 同社取締役営業部長 2005年 8月 当社入社 2012年 5月 居酒屋・日常食事業部営業部長 2013年 2月 東京チカラめし営業部長 2021年 8月 内部監査室長 2024年 9月 執行役員グループ内部監査室長 2025年10月 執行役員グループ総務部長 2026年 9月 常勤監査役(現任)	注 4	100
監査役	三 村 藤 明	1954年 5月30日生	1987年 4月 東京弁護士会登録 2000年 6月 坂井・三村法律事務所(旧ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業))開設 2003年12月 富士製薬工業株式会社社外監査役(現任) 2009年 5月 富士エレクトロニクス株式会社社外監査役 2015年 4月 マクニカ・ホールディングス株式会社社外監査役 2015年 4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士 2018年 9月 当社社外監査役(現任) 2025年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士(現任)	注 4	0

監査役	山下 貴	1967年7月28日生	1994年7月 下山紘邇税理士事務所入所 2004年5月 山下貴税理士事務所所長（現任） 2009年1月 萌インターナショナル株式会社監査役（現任） 2011年6月 サイバネットシステム株式会社社外監査役 2011年8月 公益財団法人国際科学振興財団監事（現任） 2014年4月 国立大学法人山形大学監事 2016年4月 国立大学法人山形大学客員教授（現任） 2018年12月 株式会社セレ コーポレーション社外取締役 2019年9月 当社社外監査役（現任） 2021年4月 学校法人中央大学大学院法務研究科客員教授（現任） 2021年4月 学校法人早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師（現任） 2023年7月 株式会社アガツマ社外取締役（現任）	注5	0
計					4,312,100

- (注) 1. 取締役河野恵美氏及び田中研次氏の2名は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役三村藤明氏及び山下貴氏の2名は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 2026年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
4. 2026年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
5. 2023年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。また当社の社外監査役は3名であります。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役の河野恵美氏は、PR・ブランディング戦略の立案、実施により企業価値の向上及び売上拡大を推進した経験を活かし、当社のブランド再生に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。

社外取締役の田中研次氏は、長年にわたり、国内外の著名レストランにて研鑽を積み重ね、数々の大手食品メーカーにてコンサルタントとして、レシピの提供及び商品の味付けに係る最終決定等に携わった経験を有しております。水産の6次産業化を目指す当社において、産地原料の付加価値化に必要な人材であると判断したためであります。

社外取締役の河野恵美氏及び田中研次氏と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、その職責を果たすために、適時に情報を収集できるよう社内の担当部門に直接連絡を取れる体制を整えております。

社外監査役の滝澤正樹氏は、上場企業における常勤監査役の経験を有し、管理業務を中心に、人事総務及び内部統制に関する知識に精通しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

社外監査役の三村藤明氏は、長年にわたる弁護士としての経験による企業法務、財務及び会計に関する豊富な知識に基づき意見を述べていただいております。

社外監査役の山下貴氏は、長年にわたる税理士及び監査役としての経験を有することから、財務会計及び内部統制に関する知見に基づき意見を述べていただいております。また、河野恵美氏、田中研次氏、滝澤正樹氏、三村藤明氏、山下貴氏を独立役員として指定しており、独立した立場から会社の業務執行を監督することが可能であると考えております。

社外監査役の滝澤正樹氏、三村藤明氏及び山下貴氏と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外監査役が保有する当社株式の状況は上記「役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督と内部監査、監査役会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記「社外役員の状況」に記載のとおりであります。社外監査役による監査と内部監査、監査役会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、下記「(3) 監査の状況 監査役監査の

状況」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が社外監査役と日常的に連絡を取り合うことにより、内部監査の状況、内部統制の整備及び運用状況を適時に把握できるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針及び監査計画、コンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況、取締役の職務執行に係る意思決定の適法性及び妥当性、取締役の職務遂行の適正性、取締役会の監督機能の検討、事業報告及び附属明細書の適法性、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、情報開示の適法性等であります。

監査役会は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従って、監査を実施しており、取締役会及び取締役の職務執行状況について審議を行う他、各監査役の監査状況を協議共有しております。各監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定、業務執行をチェックし必要に応じて質問、意見を述べております。また、定期的に会計監査人から監査方針及び監査の結果に関する報告を受け相互連携を図っております。

常勤監査役は経営会議、各種委員会その他重要な会議に出席し、重要書類の閲覧、店舗・社内各部の往査等の監査業務を日常的に行っております。また、内部監査室及び会計監査人に対しても、定期的に、それぞれの監査の状況について協議、意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	滝澤 正樹	14回	14回
監査役	三村 藤明	14回	14回
監査役	山下 貴	14回	14回

内部監査の状況

内部監査は、社長直属の内部監査室（3名）が、店舗業務、本部業務、統制機能その他監査項目を年間計画に基づき実施しております。また、代表取締役社長及び常勤監査役に対し毎月1回、それぞれに直接報告するとともに、取締役会及び監査役会において定期的に報告しております。会計監査人とは、定期的に打ち合わせの機会を設け、連携して監査を行えるよう情報を共有しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ひかり監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 野中 泰弘氏（ひかり監査法人 指定社員・業務執行社員）

公認会計士 川添 晶子氏（ひかり監査法人 指定社員・業務執行社員）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、ひかり監査法人に所属する公認会計士8名であります。

e. 監査法人の選定方法と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画、監査の実施状況、職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、監査に関する品質管理基準の報告を受け、総合的に判断しております。

その結果、ひかり監査法人について、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等はなく、適正に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	-	35	-
連結子会社	-	-	-	-
計	37	-	35	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

事業の特性、事業規模、監査業務量等を勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査時間、監査方法及び監査内容などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年1月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期にわたる企業価値の持続的な向上を重視し、企業価値の持続的な成長に欠かれない優秀な人材の獲得・確保が可能となる報酬体系及び報酬水準であり、国、地域、男女の別を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、役位、職責に応じた職務遂行を促すための月例の固定報酬とします。具体的な各取締役の報酬額について、代表取締役社長が起案し、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的

に勘案して取締役会で決定するものとします。

- c. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

事業年度毎の業績目標の達成に向けて、成果を積み上げるための業務執行取締役に支給する業績連動報酬とします。

具体的な各取締役の報酬額は、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて、0又は経常利益額の10%を上限として、各事業年度終了後に一括して支給することとします。目標となる業績指標とその値は、中長期計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行い、取締役会において決定します。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

中長期的な企業価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬とし、株主総会で決議された株式報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

- e. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬水準及び報酬の構成割合は、優秀な人材の獲得・確保が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、ベンチマーク企業群の動向や当社業績を参考に決定します。

- f. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の上記報酬等の決定手続きについては、各報酬の決定方針に従い、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2019年8月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年9月27日開催の第43期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において付議し、本株主総会において承認・可決されております。

1. 本制度の導入目的

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、30年から40年までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、本制度においては、対象取締役の他、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報

酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	58	58	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	22	22	—	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名。）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年9月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役3名。）です。
3. 取締役（社外取締役を含まない。）の譲渡制限付株式報酬限度額は、2019年9月27日開催の第43期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は5名です。
4. 上記には、2025年9月25日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び2026年6月30日をもって辞任した取締役1名に対し支給した報酬等が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
- 該当事項はありません。
- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額
- 該当事項はありません。
- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
- 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、企業理念である「価値ある食文化の提案」の実現に向け、人材を最も重要な経営資源の一つと位置づけております。飲食部門で培ってきた店舗運営力や商品開発力と、水産部門で蓄積した産地・流通・加工に関する知見を結び付け、持続的な成長と企業価値の向上を支える人材基盤の構築に取り組んでおります。

人材の強化

飲食部門及び水産部門の成長を支える人材の確保・育成を重要課題と認識しており、食文化への関心やお客様起点・顧客志向を有する人材の採用強化に加え、調理技術、接客力、食材の目利き力等の専門性の向上及びマネジメント力の向上に取り組んでおります。

個性の発揮と成長機会の提供

一人ひとりが自らの仕事に誇りと責任を持ち、その挑戦が会社の成果につながっていることを実感できる環境を大切にしております。ジョブローテーションやグループ会社間の人材交流等を通じて多様な経験と成長機会を提供し、事業環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進しております。

働きやすい職場環境の整備

従業員が長期的に能力を発揮できる職場環境の整備にも注力しており、休日取得及び有給休暇取得率の向上、労働時間の適正管理、心理的安全性の高い職場づくりに継続的に取り組んでおります。また、多様な人材が安心して活躍できる環境づくりを進めることで、従業員エンゲージメントの向上と定着率の改善を図っております。

従業員給与等の決定方針

従業員の役割及び責任に応じた公平・公正な人事制度の運用を基本とし、年2回のMBO(目標管理制度)による評価を実施しております。従業員の給与その他の処遇については、職能・職務内容、役割、責任、能力、行動及び成果等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。評価結果について適切なフィードバックを行い、従業員の成長や能力開発につなげるとともに、会社業績、労働市場の動向、物価水準及び他社との競争力等を踏まえ、適切な給与水準の確保に努めます。従業員一人ひとりの成長と挑戦を促進するとともに、当社グループの持続的な成長を支える組織づくりに取り組んでおります。

(2) 【従業員の状況】

当社グループの事業は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)
282 (681)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ35名減少した主な理由は、店舗の閉店に伴い減少したためであります。

(2) 提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
227(672)	39.2	6.3	4,331,371	2.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注) 1、3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.5	50.0	60.0	81.2	102.0

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 賃金は性別に関係なく同一の基準を適用しております。男女間で平均年齢及び平均勤続年数に差があるため、賃金差異が生じておりますが、賃金制度において性別による差はありません。また、全労働者における男女の賃金の差異は、男性労働者における正規雇用労働者の割合が高い一方、女性労働者においては勤務時間の短いパートタイムの労働者が多いことによるものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	628	626
売掛金	408	436
商品	65	77
原材料及び貯蔵品	71	75
その他	199	226
貸倒引当金	7	8
流動資産合計	1,365	1,433
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4 314	4 248
リース資産（純額）	29	7
その他（純額）	4 73	4 65
有形固定資産合計	1 417	1 321
無形固定資産		
のれん	18	36
その他	15	12
無形固定資産合計	33	48
投資その他の資産		
差入保証金	583	603
関係会社株式	2 5	-
その他	2 29	2 24
貸倒引当金	5	1
投資その他の資産合計	612	627
固定資産合計	1,064	997
資産合計	2,430	2,431

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	438	459
短期借入金	80	2
1年内返済予定の長期借入金	4 53	4 244
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	-	247
未払金	200	261
未払費用	234	229
賞与引当金	3	2
店舗閉鎖損失引当金	-	10
その他	3 180	3 198
流動負債合計	1,190	1,657
固定負債		
長期借入金	4 339	4 155
退職給付に係る負債	95	81
資産除去債務	169	168
預り保証金	170	181
その他	3 143	125
固定負債合計	918	712
負債合計	2,109	2,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金	1,241	1,003
利益剰余金	942	953
自己株式	0	0
株主資本合計	309	59
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	0	-
退職給付に係る調整累計額	6	2
その他の包括利益累計額合計	6	2
新株予約権	1	0
非支配株主持分	3	-
純資産合計	320	62
負債純資産合計	2,430	2,431

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 9,679	1 10,570
売上原価	6,391	7,020
売上総利益	3,288	3,550
販売費及び一般管理費	2 3,954	2 4,186
営業損失 ()	666	635
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	0	0
貸倒引当金戻入額	0	-
受取精算金	-	34
受取手数料	0	-
補助金収入	32	-
その他	11	11
営業外収益合計	44	47
営業外費用		
支払利息	6	6
株式交付費	12	14
持分法による投資損失	3	5
その他	2	2
営業外費用合計	25	29
経常損失 ()	647	618
特別利益		
固定資産売却益	-	3 2
関係会社株式売却益	-	8
特別利益合計	-	10
特別損失		
固定資産除却損	-	4 0
店舗閉鎖損失	5 4	5 8
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	10
減損損失	6 144	6 137
関係会社株式売却損	-	0
その他	-	7
特別損失合計	148	163
税金等調整前当期純損失 ()	795	771
法人税、住民税及び事業税	20	22
法人税等合計	20	22
当期純損失 ()	816	793
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純損失 ()	816	793

【連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
当期純損失（ ）	816	793
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	2	4
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	1 3	1 4
包括利益	820	797
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	820	797
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	1,086	782	0	313
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	363	363			727
転換社債型新株予約権 付社債の転換	42	42			85
減資	406	406			-
欠損填補		656	656		-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			816		816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	155	159	-	4
当期末残高	10	1,241	942	0	309

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	9	10	0	2	327
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						727
転換社債型新株予約権 付社債の転換						85
減資						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	2	3	0	0	3
当期変動額合計	1	2	3	0	0	7
当期末残高	0	6	6	1	3	320

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	1,241	942	0	309
当期変動額					
新株の発行	120	120			240
新株の発行 (新株予約権の行使)	125	125			250
自己株式の取得				0	0
転換社債型新株予約権 付社債の転換	26	26			52
減資	271	271			-
欠損填補		782	782		-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			793		793
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	238	11	0	250
当期末残高	10	1,003	953	0	59

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	6	6	1	3	320
当期変動額						
新株の発行						240
新株の発行 (新株予約権の行使)						250
自己株式の取得						0
転換社債型新株予約権 付社債の転換						52
減資						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						793
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	4	4	0	3	7
当期変動額合計	0	4	4	0	3	257
当期末残高	-	2	2	0	-	62

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	795	771
減価償却費	80	75
のれん償却額	10	11
退職給付に係る負債の増減額（ は減少 ）	0	19
貸倒引当金の増減額（ は減少 ）	7	1
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	0	0
店舗閉鎖損失引当金の増減額（ は減少 ）	-	10
受取利息及び受取配当金	0	1
固定資産売却損益（ は益 ）	-	2
固定資産除却損	-	0
関係会社株式売却損益（ は益 ）	-	7
支払利息	6	6
株式交付費	12	14
持分法による投資損益（ は益 ）	3	5
補助金収入	32	-
減損損失	144	137
店舗閉鎖損失	4	8
売上債権の増減額（ は増加 ）	3	30
棚卸資産の増減額（ は増加 ）	25	16
仕入債務の増減額（ は減少 ）	36	21
その他の流動資産の増減額（ は増加 ）	85	26
その他の流動負債の増減額（ は減少 ）	30	50
その他の固定負債の増減額（ は減少 ）	21	8
その他	0	18
小計	594	506
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	6	6
補助金の受取額	32	-
法人税等の支払額	17	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	585	535
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	10	-
有形固定資産の取得による支出	55	71
有形固定資産の売却による収入	-	4
無形固定資産の取得による支出	2	1
差入保証金の差入による支出	11	64
差入保証金の回収による収入	17	4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	² 6
関係会社株式の売却による収入	-	11
事業譲受による支出	-	³ 13
貸付けによる支出	1	7
貸付金の回収による収入	2	3
その他	12	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	52	160

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	80	1
長期借入れによる収入	100	65
長期借入金の返済による支出	50	58
リース債務の返済による支出	17	13
割賦債務の返済による支出	5	5
新株予約権付社債の発行による収入	-	300
社債の発行による収入	180	-
社債の償還による支出	180	-
株式の発行による収入	-	158
新株予約権の行使による株式の発行による収入	712	244
新株予約権の発行による収入	3	0
自己株式の取得による支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	822	693
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	184	2
現金及び現金同等物の期首残高	444	628
現金及び現金同等物の期末残高	1 628	1 626

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

5社

主要な連結子会社の名称

総合食品東海株式会社

総合食品株式会社

株式会社ジーエスサンハイ

株式会社総合食品販売

株式会社SANKO OCEAN WORKS

連結範囲の変更

連結子会社でありました株式会社SANKO INTERNATIONAL（現 株式会社BESTIE INTERNATIONAL）は、第2四半期連結会計期間において株式の一部を譲渡したことにより、持分割合が減少したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、第4四半期連結会計期間において全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

主要な非連結子会社の名称

Dream come true協同組合

連結の範囲から除いた理由

子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

持分法の適用範囲の変更

持分法適用関連会社でありましたAKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANYは、全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数

1社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

Dream come true協同組合

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である総合食品東海株式会社及び総合食品株式会社の決算日は3月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法又は個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物付属設備を含む) 10～15年

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

当社は、店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業や水産物などの販売業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該収益を認識しないこととしております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

５年以内の定額法により償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負

わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	417	321
無形固定資産	33	48
減損損失	144	137

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合又は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び事業計画を基礎としており、売上高成長率、売上原価率、人件費等を主要な仮定として織り込んでおり割引率は加重平均資本コストを基礎に算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、また、経済環境等の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

す。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
有形固定資産減価償却累計額	575百万円	616百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
関係会社株式	5百万円	—百万円
その他(関係会社出資金)	3百万円	3百万円

3 契約負債については、「流動負債」の「その他」及び「固定負債」の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

4 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
建物及び構築物	25百万円	24百万円
その他(土地)	21百万円	21百万円
計	47百万円	46百万円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	10百万円	10百万円
長期借入金	13百万円	3百万円
計	23百万円	13百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
従業員給与	1,838百万円	1,923百万円
賞与引当金繰入額	4百万円	4百万円
退職給付費用	7百万円	2百万円
地代家賃	471百万円	456百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円	1百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
その他	―百万円	2百万円
計	―百万円	2百万円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
その他	―百万円	0百万円
計	―百万円	0百万円

5 店舗閉鎖損失の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
撤去費用等	4百万円	8百万円
計	4百万円	8百万円

6 減損損失

前連結会計年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	神奈川県川崎市他	建物等	144

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物及び構築物94百万円、リース資産 2 百万円、その他有形固定資産46百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、売却予定資産については、契約額、除去予定資産については、処分価額を 0 円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.5%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には 0 円として算定しております。

当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都新宿区他	建物等	137

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物及び構築物96百万円、リース資産14百万円、その他有形固定資産25百万円、その他無形固定資産 1 百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.6%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には 0 円として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2	1
組替調整額	5	3
退職給付に係る調整額	2	4
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1	0
組替調整額	-	0
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	3	4

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	27,062,105	8,190,844	—	35,252,949
合計	27,062,105	8,190,844	—	35,252,949
自己株式				
普通株式(株)	4,700	—	—	4,700
合計	4,700	—	—	4,700

(注) 1. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加760,844株、第6回新株予約権の権利行使により2,990,000株及び第7回新株予約権の行使により4,440,000株増加しております。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第6回新株予約権 (2024年3月27日 取締役会決議)	普通株式	2,990,000	—	2,990,000	—	—
第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (転換価額修正条項 付)	普通株式	592,747	168,097	760,844	—	—
第7回新株予約権 (2024年12月11日 取締役会決議)	普通株式	—	7,090,000	4,440,000	2,650,000	1

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は行使によるものであります。また、第7回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は行使によるものであります。

3. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価格の調整によるものであります。また、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

4. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	35,252,949	6,040,037	—	41,292,986
合計	35,252,949	6,040,037	—	41,292,986
自己株式				
普通株式(株)	4,700	50	—	4,750
合計	4,700	50	—	4,750

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加6,040,037株は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加638,037株、第7回新株予約権の権利行使による増加2,650,000株、第8回新株予約権の権利行使による増加100,000株、第三者割当による新株式発行による増加1,860,000株、現物出資による第三者割当(DES)による増加792,000株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株式の買取りであります。

２．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第7回新株予約権 (2024年12月11日 取締役会決議)	普通株式	2,650,000	—	2,650,000	—	—
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (転換価額修正条項 付)	普通株式	—	3,727,924	638,037	3,089,887	—
第8回新株予約権 (2026年5月15日 取締役会決議)	普通株式	—	10,000,000	100,000	9,900,000	0

(注) １．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

２．目的となる株式の数の変動事由の概要

第7回新株予約権の減少は行使によるものであります。また、第8回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は行使によるものであります。

３．第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、発行及び転換価格の調整によるものであります。また、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

４．転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

１ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	628百万円	626百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—百万円	—百万円
現金及び現金同等物	628百万円	626百万円

２ 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

株式の売却により株式会社SANKO INTERNATIONALが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

	(百万円)
流動資産	8
固定資産	1
流動負債	3
非支配株主持分	3
関係会社株式売却後の投資勘定	3
関係会社株式売却損	0
株式の売却価額	—
現金及び現金同等物	6
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	6

3 当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産の主な内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

当社は、株式会社Fリミテッドが運営する「うどん 038」を譲受けております。事業譲受に伴い取得した資産の内訳及び事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりであります。

	(百万円)
流動資産	—
固定資産	—
のれん	30
流動負債	—
固定負債	—
事業の譲受価額	30
未払金	16
現金及び現金同等物	—
差引：事業譲受による支出	13

4 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	10百万円	—百万円
ファイナンス・リース取引に係る 負債の額	11百万円	—百万円
資産除去債務	5百万円	22百万円
新株予約権の行使による 資本金増加額	42百万円	26百万円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	42百万円	26百万円
新株予約権の行使による 転換社債型新株予約権付社債減少額	85百万円	52百万円
現物出資による第三者割当（DES）に よる資本金増加額	—百万円	39百万円
現物出資による第三者割当（DES）に よる資本準備金増加額	—百万円	39百万円
短期借入金の減少額	—百万円	79百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗設備及び車両（有形固定資産その他）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内	11	3
1年超	3	-
合計	14	3

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金のうち、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、変動金利による長期借入金の一部についてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

市場リスクの管理

借入金に係る金利の変動リスクにつきましては、市場金利の動向を継続的に把握しその抑制に努めており、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより対応することとしております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

（（注１）参照）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金、１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年 6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 差入保証金(1)	568		
貸倒引当金(2)	0		
	568	525	43
資産計	568	525	43
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	393	377	16
(2) 預り保証金	170	160	9
負債計	563	537	25
デリバティブ取引(3)	—	—	—

当連結会計年度(2026年 6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 差入保証金(1)	585		
貸倒引当金(2)	0		
	585	524	61
資産計	585	524	61
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	400	390	9
(2) 預り保証金	181	166	15
負債計	582	557	24

- (1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。
- (2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注 1) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式	5	—

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	614	-	-	-
売掛金	408	-	-	-
差入保証金	264	131	22	149
合計	1,287	131	22	149

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	611	-	-	-
売掛金	436	-	-	-
差入保証金	296	130	5	153
合計	1,344	130	5	153

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	53	231	25	21	21	38

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	244	38	33	29	29	24

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	525	—	525
資産計	—	525	—	525
長期借入金	—	377	—	377
預り保証金	—	160	—	160
負債計	—	537	—	537

当連結会計年度（2026年6月30日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	524	—	524
資産計	—	524	—	524
長期借入金	—	390	—	390
預り保証金	—	166	—	166
負債計	—	557	—	557

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び預り保証金

差入保証金及び預り保証金の時価については、合理的に見積もった入金又は支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられ、当該帳簿価格によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同額の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	21	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2026年6月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職金制度の内枠として中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という。）に加入しており、簡便法により退職給付債務及び勤務費用を計算しております。なお、中退共に加入している制度においては、中退共からの支給見込額を退職金制度の退職給付債務から控除した額を退職給付債務としております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
退職給付債務の期首残高	84	81
勤務費用	7	6
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	2	1
退職給付の支払額	7	14
退職給付債務の期末残高	81	74

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	8	14
退職給付費用	6	1
退職給付の支払額	—	8
中小企業退職金共済制度への拠出額	0	0
退職給付に係る負債の期末残高	14	6

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	110	88
中小企業退職金共済制度による 支給見込額	14	7
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	95	81
退職給付に係る負債	95	81
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	95	81

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
勤務費用	7	6
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	5	3
簡便法で計算した退職給付費用	5	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	7	2

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
数理計算上の差異	2	4
合計	2	4

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
未認識数理計算上の差異	6	2
合計	6	2

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
割引率	0.1%	0.1%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	267百万円	287百万円
税務上の繰越欠損金(注)	3,570百万円	3,774百万円
その他	162百万円	159百万円
繰延税金資産小計	3,999百万円	4,221百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	3,570百万円	3,774百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	421百万円	438百万円
評価性引当額小計	3,991百万円	4,213百万円
繰延税金資産合計	7百万円	8百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7百万円	8百万円
繰延税金負債合計	7百万円	8百万円
繰延税金負債純額	—百万円	—百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	8	231	394	715	1,241	979	3,570百万円
評価性引当額	8	231	394	715	1,241	979	3,570百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	231	394	713	1,241	180	1,013	3,774百万円
評価性引当額	231	394	713	1,241	180	1,013	3,774百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—百万円

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社は、2026年3月12日開催の取締役会において、株式会社Fリミテッドが運営する『うどん 038』を譲受することを決議し、2026年6月1日付で当該事業を譲受いたしました。

(1) 事業譲受の概要

譲受先企業の名称及び譲受事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社Fリミテッド

譲受事業の内容 うどん 038

事業譲受の目的

当社グループは、「とる うる つくる 全部、SANKO」をスローガンに、飲食部門で培った強みを活かして水産の産地に入り、生産者とともに歩む「産地活性化プラットフォーム」として「価値ある食文化の提案」を行うべく、水産の6次産業化を成長基盤とするために事業構造を大きく転換してまいりました。本事業譲受は、居酒屋業態に加えて一定の需要が見込まれる日常食業態を取り込むことで、事業ポートフォリオのリスク分散を図り、安定的な収益構造の確立を目指すものであります。加えて当社の水産部門・飲食部門で培ったノウハウを活かし、未利用魚・低利用魚及び船団魚を活用した天ぷらや出汁を使用することにより、地域水産資源の有効活用及びフードロスを削減するとともに、新たな食文化の提案を図るものであります。

本件事業譲受により、収益基盤の安定化及び中長期的な企業価値を強化し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

事業譲受日 2026年6月1日

事業譲受の法的形式 現金を対価とする事業譲受

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2026年6月1日から2026年6月30日まで

(3) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 30百万円

取得原価 30百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 1百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

30百万円

発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却によっております。

(6) 事業譲受日に受け入れた資産及びその主な内訳

譲受事業の資産及び負債は、金額が僅少であるため記載を省略しております。

(7) 事業譲受が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響

の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
期首残高	177百万円	172百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2百万円	19百万円
見積りの変更による増加額	2百万円	2百万円
時の経過による調整額	1百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	10百万円	8百万円
期末残高	172百万円	190百万円

(注) 前連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に2百万円加算しております。また、当連結会計年度において資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に2百万円加算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

店舗売上高	3,921
6次産業化	5,511
その他売上高	246
顧客との契約から生じる収益	9,679
その他の収益	-
外部顧客への売上高	9,679

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位:百万円)

店舗売上高	4,225
6次産業化	6,059
その他売上高	285
顧客との契約から生じる収益	10,570
その他の収益	-
外部顧客への売上高	10,570

6次産業化は、主に総合食品や総合食品東海を含む水産事業の売上であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ４．会計方針に関する事項 (６) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度(自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	410	408
契約負債 前受金	17	11

契約負債は、顧客からの前受金及びフランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	408	436
契約負債 前受金	11	33

契約負債は、顧客からの前受金及びフランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等
前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

種類	会社等の名称 又は 氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	平林 隆広	当社取締役 会長	被所有 直接 9.9%	資金の 借入 (注)	資金の 借入 (注)	80	短期 借入金	80

(注) 資金の借入については無利息であります。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

種類	会社等の名称 又は 氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	平林 隆広	当社取締役 会長	被所有 直接 10.4%	資金の 返済 第三者割当 増資 (注)	資金の 返済 第三者 割当 増資 (注)	80 79	短期 借入金	—

(注) 第三者割当は、2026年5月15日開催の取締役会の決議に基づいた、2026年6月1日を払込期日とする
デット・エクイティ・スワップによる第三者割当増資であります。1株当たりの発行価額は、上記取締
役会決議日の直前営業日の終値としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり純資産額	8円96銭	1円49銭
1株当たり当期純損失()	27円16銭	20円32銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	816	793
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	816	793
普通株式の期中平均株式数(株)	30,064,233	39,078,044
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	2024年12月11日開催の取締役 会決議による第7回新株予約 権 新株予約権の数 26,500個 (普通株式 2,650,000株)	2026年5月15日開催の 取締役会決議による 第3回新株予約権付社債 新株予約権の数 33個 (額面金額247百万円) 2026年5月15日開催の取締役 会決議による第8回新株予約 権 新株予約権の数 99,000個 (普通株式9,900,000株)

(重要な後発事象)

(転換社債型新株予約権付社債の転換)

当連結会計年度の翌日以降、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部権利行使が行われました。当該新株予約権付社債の転換の概要は下記のとおりであります。

行使された新株予約権の個数	18個
転換された社債額面金額	135百万円
増加した資本金の額	67百万円
増加した資本準備金の額	67百万円
増加した株式の種類及び株式数	普通株式 2,009,127株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社SANKO MARKETING FOODS	第3回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	2026年 6月1日	—	247 (247)	—	なし	2027年 5月31日
合計	—	—	—	247 (247)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	株式会社SANKO MARKETING FOODS 普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	90.9 (行使価格は一定の条件の下、修正又は 調整される)
発行価額の総額(百万円)	300
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(百万円)	52
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2026年6月2日 至 2027年5月31日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしてします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
247	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	80	2	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	53	244	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	13	12	4.6	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	339	155	1.9	2027年11月 ～ 2033年6月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	26	13	4.7	2027年6月 ～ 2029年9月
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	5	5	—	—
長期割賦未払金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5	—	—	—
合計	524	433	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 短期借入金は無利息であります。

3. 割賦未払金及び一部のリース債務については、割賦未払金総額及びリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金及びリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、当該割賦未払金及びリース債務については「平均利率」の計算に含めておりません。

4. 長期借入金及びリース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)
長期借入金	38	33	29	29
リース債務	8	4	0	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,985	10,570
税金等調整前中間(当期)純損失() (百万円)	301	771
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失() (百万円)	315	793
1株当たり中間(当期)純損失() (円)	8円25銭	20円32銭

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	430	366
売掛金	1, 3 140	1 146
原材料	63	59
貯蔵品	6	12
前払費用	76	74
未収入金	1 25	1 32
その他	1, 3 79	1 94
貸倒引当金	4	10
流動資産合計	817	776
固定資産		
有形固定資産		
建物	264	218
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	34	30
リース資産	17	7
建設仮勘定	-	4
有形固定資産合計	316	261
無形固定資産		
のれん	-	29
商標権	7	8
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	7	37
投資その他の資産		
関係会社株式	211	188
出資金	0	0
長期貸付金	0	5
関係会社長期貸付金	186	290
差入保証金	533	552
長期前払費用	6	1
その他	4	4
貸倒引当金	96	260
投資その他の資産合計	846	782
固定資産合計	1,170	1,081
資産合計	1,988	1,857

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 162	1 151
短期借入金	3 80	-
1 年内返済予定の長期借入金	17	217
1 年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	-	247
リース債務	8	8
未払金	1 153	1 176
未払費用	204	202
未払法人税等	22	21
前受金	1	1
預り金	19	16
前受収益	38	38
店舗閉鎖損失引当金	-	10
資産除去債務	3	19
その他	55	1 40
流動負債合計	767	1,151
固定負債		
長期借入金	250	32
リース債務	16	7
退職給付引当金	88	76
資産除去債務	169	168
長期前受収益	18	16
預り保証金	112	121
その他	93	91
固定負債合計	749	515
負債合計	1,517	1,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,241	1,003
資本剰余金合計	1,241	1,003
利益剰余金		
利益準備金	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	782	823
利益剰余金合計	782	822
自己株式	0	0
株主資本合計	469	190
新株予約権	1	0
純資産合計	470	191
負債純資産合計	1,988	1,857

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 4,143	1 4,474
売上原価	1 1,421	1 1,509
売上総利益	2,721	2,965
販売費及び一般管理費	1, 2 3,306	1, 2 3,499
営業損失()	584	534
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 0	1 5
貸倒引当金戻入額	0	-
受取精算金	-	34
補助金収入	32	-
障害者雇用調整金	0	0
自動販売機収入	1	0
雑収入	3	4
営業外収益合計	38	46
営業外費用		
支払利息	3	3
株式交付費	12	14
雑損失	1	1
営業外費用合計	17	19
経常損失()	563	506
特別利益		
固定資産売却益	-	2
関係会社株式売却益	-	0
特別利益合計	-	2
特別損失		
固定資産除却損	-	0
店舗閉鎖損失	4	8
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	10
減損損失	144	96
関係会社株式評価損	-	10
関係会社貸倒引当金繰入額	50	170
関係会社株式売却損	-	1
特別損失合計	198	297
税引前当期純損失()	762	801
法人税、住民税及び事業税	20	21
法人税等合計	20	21
当期純損失()	782	822

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
期首商品及び製品棚卸高		40	2.8	63	4.0
当期商品仕入高		1,443	97.2	1,505	96.0
合計		1,484	100.0	1,569	100.0
期末商品及び製品棚卸高		63		59	
売上原価		1,421		1,509	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10	-	1,086	1,086	0	656	656	0	439
当期変動額									
新株の発行									
新株の発行（新株予約権の行使）	363	363		363					727
転換社債型新株予約権付社債の転換	42	42		42					85
減資	406	406	812	406					-
欠損填補			656	656		656	656		-
当期純損失（ ）						782	782		782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	155	155	-	125	125	-	29
当期末残高	10	-	1,241	1,241	0	782	782	0	469

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	0	440
当期変動額		
新株の発行		
新株の発行（新株予約権の行使）		727
転換社債型新株予約権付社債の転換		85
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	30
当期末残高	1	470

当事業年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10	-	1,241	1,241	0	782	782	0
当期変動額								
新株の発行	120	120		120				
新株の発行（新株予約権の行使）	125	125		125				
自己株式の取得								0
転換社債型新株予約権付社債の転換	26	26		26				
減資	271	271	543	271				
欠損填補			782	782		782	782	
当期純損失（ ）						822	822	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	238	238	-	40	40	0
当期末残高	10	-	1,003	1,003	0	823	822	0

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1	470
当期変動額		
新株の発行		240
新株の発行（新株予約権の行使）		250
自己株式の取得		0
転換社債型新株予約権付社債の転換		52
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	279
当期末残高	0	191

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及

びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	316	261
無形固定資産	7	37
減損損失	144	96

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)固定資産の減損」の内容と同一であります。

(関係会社への投融資の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	211	188
その他流動資産(短期貸付金)	—	21
その他流動資産 (1年内回収予定の長期貸付金)	55	53
関係会社長期貸付金	186	290
貸倒引当金(流動)	—	6
貸倒引当金(固定)	95	260
関係会社株式評価損	—	10
関係会社貸倒引当金繰入額	50	170

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社への投融資については、実質価額が著しく低下した場合には、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案し、相当の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、関係会社株式評価損10百万円及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金繰入額170百万円を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示ものを除く）

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	80百万円	101百万円
短期金銭債務	46百万円	34百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
総合食品東海株式会社	1百万円	1百万円

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
総合食品株式会社	66百万円	—百万円

3. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	2百万円	—百万円
短期金銭債務	80百万円	—百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
売上高	9百万円	24百万円
売上原価	299百万円	342百万円
販売費及び一般管理費	39百万円	44百万円
営業取引以外の取引高	0百万円	4百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
従業員給与	1,580百万円	1,660百万円
退職給付費用	1百万円	2百万円
減価償却費	65百万円	60百万円
地代家賃	465百万円	446百万円
貸倒引当金繰入額	—百万円	0百万円

おおよその割合

販売費	56%	56%
一般管理費	44%	44%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年6月30日)

関係会社株式に計上されている子会社株式（貸借対照表計上額201百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額9百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2026年6月30日)

関係会社株式に計上されている子会社株式（貸借対照表計上額188百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	267百万円	286百万円
繰越欠損金	3,409百万円	3,573百万円
その他	266百万円	330百万円
繰延税金資産小計	3,943百万円	4,189百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,409百万円	3,573百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	526百万円	608百万円
繰延税金資産合計	7百万円	7百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する 除去費用	7百万円	7百万円
繰延税金負債合計	7百万円	7百万円
繰延税金負債の純額	—百万円	—百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報には、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	264	59	77 (75)	27	218	335
	車両運搬具	0	—	0	—	0	2
	工具、器具及び備品	34	21	16 (16)	9	30	207
	リース資産	17	—	4 (4)	5	7	19
	建設仮勘定	—	4	—	—	4	—
	計	316	86	98 (96)	42	261	568
無形固定資産	のれん	—	30	—	0	29	0
	商標権	7	1	—	1	8	2
	ソフトウェア	0	—	—	0	0	1
	計	7	31	—	1	37	5
長期前払費用		—	—	—	4	1	1

(注) 1. 長期前払費用の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 当期に増加した資産の主な内訳は次のとおりであります。

建 物	：新規出店等による増加	39百万円
	資産除去債務	19百万円
のれん	：事業譲受による増加	30百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	100	170	0	271
店舗閉鎖損失引当金	—	10	—	10

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後から3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://sankofoods.com/
株主に対する特典	株主優待制度

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使する事ができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第49期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)2025年9月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年9月24日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第50期中(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)2026年2月13日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書（組込方式）

有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類

2025年8月14日 関東財務局長に提出

有価証券届出書（第三者割当増資、第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権及び第8回新株予約権）
及びその添付書類

2026年5月15日 関東財務局長に提出

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第49期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)2026年5月15日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年8月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年9月26日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年10月15日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2025年10月24日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2026年5月15日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2026年6月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2026年8月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2026年8月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2026年8月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2026年9月15日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年9月24日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野 中 泰 弘

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川 添 晶 子

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKO MARKETING FOODSの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による判断の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、前連結会計年度まで4期連続の営業損失を計上している。また、当連結会計年度においては営業損失635百万円、経常損失618百万円、親会社株主に帰属する当期純損失793百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは535百万円のマイナスとなっている。 以上により、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、会社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しているが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はないとし、また、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。 当該資金計画は次年度の予算を基礎として策定されているが、当該予算には、漁業や水産加工等の一部撤退または大幅な縮小など水産6次産業化モデルの新たな枠組みへの移行等の施策による収益改善に係る仮定が含まれており、また、当該資金計画には資本注入や金融機関との関係強化等による財務基盤の強化に係る仮定が含まれており、不確実性を伴うものである。 継続企業の前提に関する評価は、経営者による重要な判断を伴うものであり、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 経営者の対応策についての検討 - 経営者の対応策が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討するため、水産6次産業化モデルの新たな枠組みへの移行等の収益改善施策や資本注入及び金融機関との関係強化等による財務基盤の強化等に関し、当連結会計年度を含む過去の実績及び翌連結会計年度の取り組みについて、経営者にヒアリングするとともに、予算及び資金計画との整合性を検討した。 - 漁業や水産加工等の一部撤退または大幅な縮小による収益改善について、実際の進捗状況を経営者に質問するとともに、翌期の直近月次業績により把握した。 - 新株予約権の行使による資本注入について、経営者に行使時期及び行使額の見積方法を質問するとともに、当該見積と、当連結会計年度末日後の実績を含む過去の行使実績との比較を実施した。また、金融機関の担当者に行方方針を質問した。 - 金融機関との関係強化について、経営者に主要な借入先金融機関との交渉状況を質問するとともに、主要な借入先金融機関の担当者に融資方針を質問した。 (2) 資金計画についての検討 - 資金計画の策定プロセスについて経営者にヒアリングを実施するとともに、資金計画について取締役会によって承認された予算との整合性を検討した。 - 当連結会計年度及び翌連結会計年度の直近月次業績や対応策の進捗状況及び上記(1)経営者の対応策についての検討結果を踏まえ、経営者が作成した資金計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の2027年6月30日までの期間の資金計画を独自に見積もった。

(株)SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度末の連結貸借対照表上、有形固定資産を321百万円、無形固定資産を48百万円計上している。このうち、有形固定資産261百万円、無形固定資産37百万円は(株)SANKO MARKETING FOODSに係る資産であり、総資産2,431百万円の12.3%を占めている。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、(株)SANKO MARKETING FOODSは当連結会計年度において減損損失を96百万円計上している。 減損の兆候判定にあたっては、内部振替価額により内部取引を各資産グループの損益に反映するとともに、一定の配賦基準に基づき本社費を配賦している。また、将来キャッシュ・フローは次年度の予算及び事業計画を基礎としており、売上高成長率、売上原価率、人件費等を主要な仮定として織り込んでいる。 固定資産は金額的重要性が高いこと、内部取引や本社費が相対的に多額であることから、減損の兆候判定にあたっては内部振替価額や本社費の各資産グループへの配賦の合理性が重要になること、また、将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性や経営者による主観的な判断を伴うため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、(株)SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 固定資産の減損検討プロセスに係る内部統制を評価した。 ・ 内部振替価額や本社費の各資産グループへの配賦の合理性を評価するために、内部取引の概要、内部振替価額の算定方法及び本社費の配賦基準について経営者等に質問するとともに、減損の兆候判定資料を入手し、内部振替価額及び本社費の配賦金額について計算結果を検討した。 ・ 固定資産の用途変更や経営環境の著しい悪化の有無を確認するために、取締役会議事録の閲覧、経営者等への質問を実施した。 ・ 減損の認識判定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる売上高成長率、売上原価率、人件費等の重要な仮定の実現可能性について経営者にヒアリングするとともに、関連資料の閲覧、過去の実績との比較、売上高成長に関する施策の実行状況の確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社SANKO MARKETING FOODSが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して

いる。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月24日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野 中 泰 弘

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川 添 晶 子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKO MARKETING FOODSの2025年7月1日から2026年6月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による判断の検討

会社は、「総合型居酒屋」への需要が減少したこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大により、継続して営業損失を計上している。これにより、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、会社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識している。

当該事項に関し、監査上の主要な検討事項の決定理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者による判断の検討）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

固定資産の減損の兆候及び認識の判定

会社は、当事業年度末の貸借対照表上、有形固定資産261百万円、無形固定資産37百万円を計上しており、総資産1,857百万円の16.1%を占めている。

連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、会社は当事業年度において、減損損失を96百万円計上している。

当該事項に関し、監査上の主要な検討事項の決定理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

関係会社への投融資の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末の貸借対照表上、関係会社株式を188百万円、関係会社貸付金（長期及び短期）を364百万円計上しており、総資産1,857百万円の29.8%を占めている。 【注記事項】（重要な会計方針）1．有価証券の評価基準及び評価方法に記載のとおり、関係会社株式の評価基準及び評価方法として、移動平均法による原価法を採用している。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、関係会社への投融資については、実質価額が著しく低下した場合には、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案し、相当の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上しており、会社は当事業年度において、関係会社株式評価損を10百万円、関係会社貸倒引当金繰入額を170百万円計上している。 関係会社株式及び関係会社貸付金は金額的重要性が高いこと、また、実質価額が著しく低下した場合に行う回復可能性及び回収可能性の評価は経営者による主観的な判断を伴うため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社への投融資の評価を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。 ・関係会社への投融資の評価プロセスに係る内部統制を評価した。 ・取締役会議事録の閲覧、経営者等への質問、財務分析により、財政状態の悪化している関係会社の有無を確認した。 ・関係会社株式の実質価額の回復可能性の検討に用いる事業計画について、当事業年度を含む過去の実績と比較するとともに、事業計画に含まれる仮定について経営者にヒアリングし、不確実性の程度及び見積りの合理性を評価した。 ・事業計画の不確実性を加味した感応度分析を実施し、回復可能性の判断への影響を検討した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式について、回復可能性が認められるかどうか、また、関係会社株式評価損及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案した貸倒引当金が適切に計上されているかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。